

## 放送分野の動向及び規制・制度

## 第 1 放送分野の動向

## 1 現状

## (1) 放送

## ア 地上波

## (ア) 事業の概要

地上テレビジョン放送（地上系放送<sup>1</sup>のうち、映像送信サービスを行うもの）では、番組編集業務と放送設備運用業務は同一の者が行うことが前提となっている。地上テレビジョン放送の放送対象地域は、放送普及基本計画（後記第 2 1 (2)にて詳述）において原則県域とされており、放送に係る無線局の免許は県単位で行われている。また、マスメディア集中排除原則（後記第 2 1 (3)にて詳述）によって、複数の地上テレビジョン放送事業者<sup>2</sup>の所有・支配は原則禁止されている。地上テレビジョン放送事業者数は、平成 20 年度末現在 127 社となっている<sup>3</sup>。

また、地上テレビジョン放送事業者は、系列局間において、編成、報道、制作、営業等すべての部門の協力関係を構築するための「ネットワーク協定」を締結している<sup>4</sup>。

図表 1 地上テレビジョン放送事業者のネットワーク協定の概要

	日本テレビ (NNN系)	TBS (JFN系)	フジテレビ (FNS系)	テレビ朝日 (ANN系)	テレビ東京 (TXN系)
加盟社数	30社	28社	28社	26社	6社
主な協定の 内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本協定</li> <li>・ネットワーク協議会設置を規定</li> <li>●ネットワーク協定</li> <li>・編成、報道、制作、営業等に関する基本的事項を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本協定</li> <li>・ネットワークの基本理念、編成、報道、制作、営業等に関する基本的事項を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本協定</li> <li>・ネットワークの基本理念、編成、報道、制作、営業等に関する基本的事項を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本協定</li> <li>・ネットワーク協議会設置を規定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相互業務協定</li> <li>・ネットワーク番組の制作及び送り出し、編成制作責任時間、ネットセールス等に関する基本的事項を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務協定</li> <li>・番組編成、営業業務の取扱いを規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相互業務協定</li> <li>・ネットワークタイムの販売、料金、ネット番組分担金等を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ニュースネットワーク協定</li> <li>・報道に関する取材、編集、運営等を規定</li> <li>●スポーツニュース制作協定</li> <li>・スポーツに関する取材、編集、運営等を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●報道協定</li> <li>・報道に関する取材、編集、運営等を規定</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ニュース協定</li> <li>・ネットワークの組織、運営、取材等について規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ニュース協定</li> <li>・報道に関する基本的事項を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●報道協定</li> <li>・報道に関する取材、編集、運営等を規定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務協定</li> <li>・番組供給の責任、ネット放送料、分担金、番組の販売等を規定</li> </ul>

出典：総務省「放送の現状」（平成 18 年 2 月 7 日）

<sup>1</sup> 放送法上の「放送」とは「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信」と定義されている（放送法第 2 条第 1 項）。以下では、無線を用いる放送のうち、衛星を用いる放送を「衛星放送」、衛星を用いる放送以外の放送を「地上系放送」という。

<sup>2</sup> 放送法上、放送事業者とは、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者、委託放送事業者及び委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における日本放送協会（NHK）をいうこととされている。

<sup>3</sup> 平成 21 年度版情報通信白書図表 4-4-1-5 (161 頁)における「テレビジョン放送（単営）」と「テレビジョン放送（VHF+UHF）・ラジオ放送（兼営）」の事業者数を足し合わせた。

<sup>4</sup> ネットワーク協定を締結せず系列局に属していない放送事業者（独立 UHF 局）が、平成 20 年度末現在で 13 社存在している（詳細については図表 2 を参照。）。

図表 2 各ネットワーク協定に加盟する放送事業者一覧

	日本テレビ (NNN系・30局)	TBS (JNN系・28局)	フジテレビ (FNS系・28局)	テレビ朝日 (ANN系・26局)	テレビ東京 (TXN系・6局)	独立UHF局
北海道	札幌テレビ放送 STV	北海道放送 HBC	北海道文化放送 UHB	北海道テレビ放送 HTB	テレビ北海道 TVH	
青森	青森放送 RAB	青森テレビ ATV		青森朝日放送 ABA		
岩手	テレビ岩手 TVI	アイビーシー岩手放送 IBC	岩手めんこいテレビ MIT	岩手朝日テレビ IAT		
宮城	宮城テレビ放送 MMT	東北放送 TBC	仙台放送 OX	東日本放送 KHB		
秋田	秋田放送 ABS		秋田テレビ AKT	秋田朝日放送 AAB		
山形	山形放送 YBC	テレビユー山形 TUY	さくらんぼテレビジョン SAY	山形テレビ YTS		
福島	福島中央テレビジョン FCT	テレビユー福島 TUF	福島テレビ FTV	福島放送 KFB		
東京	日本テレビ放送網 NTV	東京放送 TBS	フジテレビジョン OX	テレビ朝日 EX	テレビ東京 TX	東京メトロポリタンテレビジョン MX
群馬						群馬テレビ GTV
栃木						とちぎテレビ TTV
茨城						
埼玉						テレビ埼玉 TVS
千葉						千葉テレビ放送 CTC
神奈川						テレビ神奈川 TVK
新潟	テレビ新潟放送網 TeNY	新潟放送 BSN	新潟総合テレビ NST	新潟テレビ21 UX		
長野	テレビ信州 TSB	信越放送 SBC	長野放送 NBS	長野朝日放送 ABN		
山梨	山梨放送 YBS	テレビ山梨 UTY				
静岡	静岡第一テレビ SDT	静岡放送 SBS	テレビ静岡 SUT	静岡朝日テレビ SATV		
富山	北日本放送 KNB	チューリップテレビ TU	富山テレビ放送 BBT			
石川	テレビ金沢 KTK	北陸放送 MRO	石川テレビ放送 ITC	北陸朝日放送 HAB		
福井	福井放送 FBC		福井テレビジョン放送 FTB	福井放送 FBC		
愛知	中京テレビ放送 CTV	中部日本放送 CBC	東海テレビ放送 THK	名古屋テレビ放送	テレビ愛知 TVA	
岐阜						岐阜放送 GBS
三重						三重テレビ放送 MTV
大阪	読売テレビ放送 YTV	毎日放送 MBS	関西テレビ放送 KTV	朝日放送 ABC	テレビ大阪 TVO	
滋賀						びわ湖放送 BBC
京都						京都放送 KBS
奈良						奈良テレビ放送 TVN
兵庫						サンテレビジョン SUN
和歌山						テレビ和歌山 WTV
鳥取	日本海テレビジョン放送 NKT	山陰放送 BSS				
島根			山陰中央テレビ TSK			
岡山		山陽放送 RSK	岡山放送 OHK		テレビせとうち TSC	
香川	西日本放送 RNC			瀬戸内海放送 KSB		
徳島	四国放送 JRT					
愛媛	南海放送 RNB	あいテレビ ITV	テレビ愛媛 EBC	愛媛朝日テレビ EAT		
高知	高知放送 RKC	テレビ高知 KUTV	高知さんさんテレビ KSS			
広島	広島テレビ放送 HTV	中国放送 RCC	テレビ新広島 TSS	広島ホームテレビ HOME		
山口	山口放送 KRY	テレビ山口 TYS		山口朝日放送 YAB		
福岡	福岡放送 FBS	アール・ケー・ビー毎日放送 RKB	テレビ西日本 TNC	九州朝日放送 KBC	ティー・ワイ・キュー九州放送 TVQ	
佐賀			サガテレビ STS			
長崎	長崎国際テレビ NIB	長崎放送 NBC	テレビ長崎 KTN	長崎文化放送 NCC		
熊本	熊本県民テレビ KKT	熊本放送 RKK	テレビ熊本 TKU	熊本朝日放送 KAB		
大分	テレビ大分 TOS	大分放送 OBS	テレビ大分 TOS	大分朝日放送 OAB		
宮崎	テレビ宮崎 UMK	宮崎放送 MRT	テレビ宮崎 UMK	テレビ宮崎 UMK		
鹿児島	鹿児島讀賣テレビ KYT	南日本放送 MBC	鹿児島テレビ放送 KTS	鹿児島放送 KKB		
沖縄		琉球放送 RBC	沖縄テレビ放送 OTV	琉球朝日放送 QAB		

<凡例>  
 フルネット局(※1) UHF(※3) VHF(※4)  
 クロスネット局(※2)

※1 単一のネットワーク協定に加盟する放送局。  
 ※2 複数のネットワーク協定に加盟する放送局。  
 ※3 極超短波(Ultra High Frequency) 極超短波帯(300MHz~3GHz)の周波数の電波を指し、短距離通信に適し、また、波長が短くアンテナが小型化できるため移動通信にも適する。  
 ※4 超短波(Very High Frequency) 超短波帯(30MHz~300MHz)の周波数の電波を指し、地上アナログテレビジョン放送やFMラジオ放送等で利用されている。

出典：社団法人日本民間放送連盟編「放送ハンドブック [改訂版]」より作成

(イ) ビジネスモデル

民間放送事業者の行う地上テレビジョン放送は無料放送であり<sup>5</sup>、各社は広告枠の販売により収益を得ている。日本放送協会（NHK）の行う地上テレビジョン放送は、放送法に基づき公共放送としての各種の規制を受け、受信者からの受信料を収入として得ている<sup>6</sup>。

(ウ) 最近の動き

a 地上波デジタル放送の開始

地上波テレビ放送においては、平成 15 年より 3 大都市圏からデジタル放送が開始され、その放送エリアは順次拡大しているところであり、現行のアナログ放送は平成 23 年 7 月に停波する予定である。

デジタル放送の特長は、映像の高画質化（ハイビジョン放送）のほか、データ放送や移動体通信端末向けのワンセグ放送などのサービスが可能となったことである。さらに、ハイビジョン放送 1 チャンネル分に使用される周波数帯域幅を現行のアナログ放送の画質（標準画質）と同等の画質にすることにより、複数のチャンネルとして放送することもできるようになっている。

b 認定放送持株会社制度の導入

放送分野においては、マスメディア集中排除原則の適用により複数の放送事業者の所有・支配が原則禁止されているため、従来、持株会社制度を活用することはできなかった。しかしながら、デジタル放送への移行に際し中継局の整備に多額の資金が必要となること等から、平成 19 年放送法改正により他の放送事業者を子会社とする持株会社（認定放送持株会社）を設立することが可能となった<sup>7</sup>。平成 21 年 4 月 1 日現在、フジテレビグループと TBS グループが総務大臣の認定を受け持株会社化しており、いずれの場合も関東広域圏<sup>8</sup>を放送対象地域とする地上系放送事業者（いわゆる「キー局」）を子会社としている。ただし、放送の多元性等の確保のため、子会社にできる局数は地上波放送局にあっては 12 局<sup>9</sup>を上限とする等の規制が課されている。

<sup>5</sup> 有料放送が禁止されているわけではない。

<sup>6</sup> 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている（放送法第 32 条第 1 項）。

<sup>7</sup> 「放送局に係る自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令」（平成 20 年 3 月 26 日総務省令第 30 号）。

<sup>8</sup> 関東に所在する 1 都 6 県（詳細については図表 28 を参照。）

<sup>9</sup> キー局等の広域局は都道府県数で計算（関東 7、近畿 6、中京 3）。

## イ 衛星放送

### (7) 事業の概要

衛星放送にはBS（Broadcasting Satellite）放送とCS（Communication Satellite）放送がある。BS放送とCS放送の違いは図表3のとおりであり、国際的な周波数の割当て手順が異なるほかは大きな差異はない<sup>10</sup>。現在提供されているサービスは図表4のとおりである。

図表3 BS放送とCS放送の違い

	BS放送	CS放送
定義	国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる放送	固定衛星業務用として割り当てられた12.2GHzから12.75GHzまでの周波数を使用して行う放送
周波数の割当て	国際機関（国際電気通信連合：ITU）で定められた使用計画により、各国ごとに使用可能な周波数、衛星の軌道位置等（日本の場合は東経110度）が割り当てられている。	ITUでは通信衛星業務に使用する周波数帯だけが定められており、必要に応じて、実際の使用周波数、衛星軌道位置等は多国間との調整(国際調整)を経た後に決定される。

出典：放送法施行規則，総務省関東総合通信局ウェブページ<sup>11</sup>より作成

図表4 衛星放送サービスの概要

	2.6GHz帯衛星デジタル音声放送	BSアナログ放送	BSデジタル放送	CSアナログ放送（音声・データ）	CSデジタル放送（東経110度(右旋円偏波)	CSデジタル放送（東経124/128度
サービス開始時期	H16.11～H21.3	H1.6～H23.7	H12.12～	H4.8～ (テレビはH10.9終了)	H14.3～	H8.6～
使用衛星	MBSAT	BSAT-3a	BSAT-2c BSAT-3a	JCSAT-2A	N-SAT-110	JCSAT-4A JCSAT-3A
静止軌道位置	東経144度	東経110度	東経110度	東経154度	東経110度	4A：東経124度 3A：東経128度
使用周波数	2630～2655MHz	11.72～12.00GHz		12.52～12.68GHz	12.291～12.731GHz	12.26～12.72GHz
中継器数	1中継器	BSAT-2c：4中継器 BSAT-3a：4/8中継器		2/32中継器	12/24中継器	4A：16/32中継器 3A：20/40中継器
受託放送事業者	モバイル放送	放送衛星システム(BSAT)	放送衛星システム(BSAT)	スカパーJSAT	スカパーJSAT	スカパーJSAT
委託放送事業者(役務利用放送事業者)	(ハード・ソフト一致)	NHK WOWOW	ビーエスフジ ビーエスアイ 等	ミュージックバード	サテライト・サービス シーエス日本 等	ジャパネットたかた スター・チャンネル 等
事業者数	1社	2社	11社	1社	12社	委託：47社 役務：53社
放送番組数	—	SDTV：3	HDTV：10 SDTV：20	—	SDTV：69 HDTV：15	188

出典：総務省「衛星放送の現状」（平成20年10月版），  
総務省「衛星放送の将来像に関する研究会」報告書（平成18年10月19日）より作成

衛星放送では、番組編集業務と放送施設運用業務は別の者が行うこととされている<sup>12</sup>。衛星放送のうち、BS放送とCS110度放送については受委託放送制度<sup>13</sup>が、その他のCS放送については受委託放送制度と電気通信役務利用放送制度<sup>14</sup>が適用されている。平成21年6月末現在、委託放送事業者は66社（BS放送11社、CS放送55社）、電気通信役務利用放送事業者は53社となっている。また、受託放送事業者は2社（BS放送1社、CS放送1社）となっている。

<sup>10</sup> [http://jp.encyarta.msn.com/encyclopedia\\_1161578981/content.html](http://jp.encyarta.msn.com/encyclopedia_1161578981/content.html)

<sup>11</sup> [http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/bc/bs/gaiyo/bsdi\\_01.html](http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/bc/bs/gaiyo/bsdi_01.html)

<sup>12</sup> 衛星は複数の中継器（トランスポンダ）を搭載しており、かつ、1つの中継器で複数の番組放送が可能である。

<sup>13</sup> 放送の主体を番組編集者と番組の送信業務者に分け、番組編集者が送信業務者に対して番組の送信を委託することによって放送を行うこととする制度。

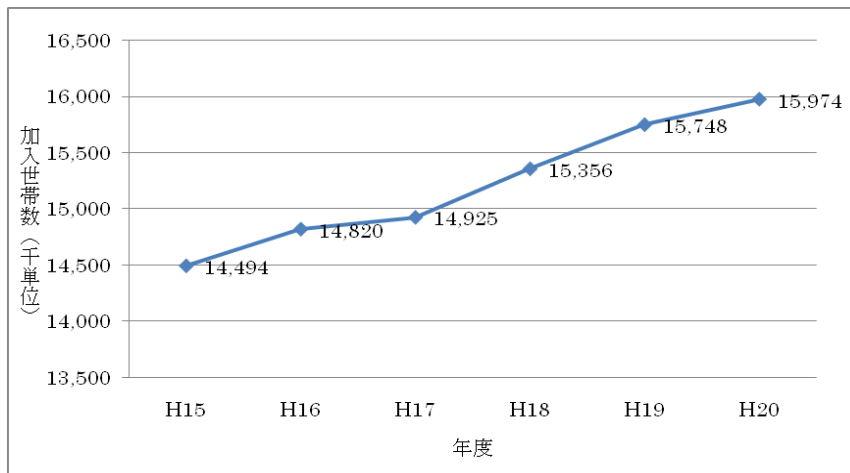
<sup>14</sup> 電気通信役務利用放送とは、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であって、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うもの」と定義される。

### (1) ビジネスモデル

民間放送事業者の行うBS放送には、有料放送と無料放送がある。CS放送は基本的に有料放送となっており、複数の個別専門チャンネル<sup>15</sup>が用意された多チャンネル放送が行われている。衛星放送では、個別の専門チャンネル事業者が委託放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者となっている。また、CS放送では、プラットフォーム事業者と呼ばれる事業者が、専門チャンネル事業者からの業務委託により広告宣伝、契約締結代行業務、利用料金の課金等を行っている。

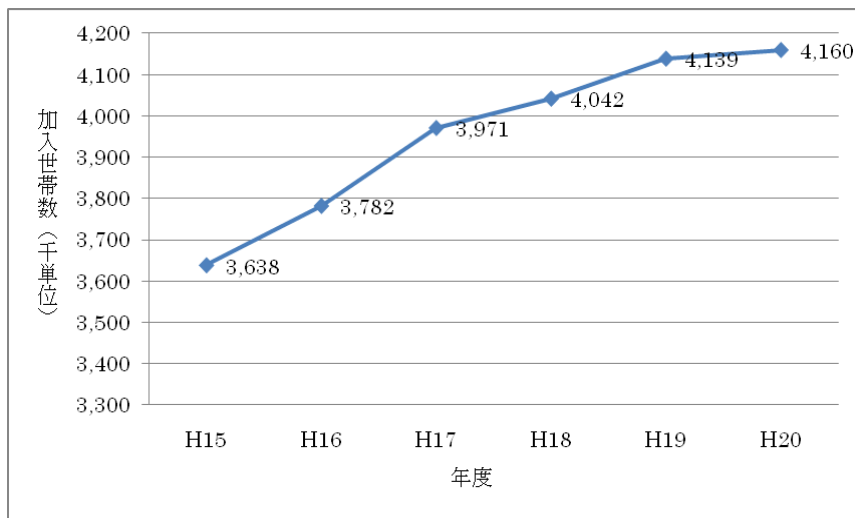
NHKはBS上で3チャンネルを放送している。NHKの行うBS放送は、地上テレビジョン放送と同様に、受信者からの受信料を収入として得ている。

図表 5 BS放送の加入世帯数の推移



出典：社団法人衛星放送協会資料，NHK資料より作成

図表 6 CS放送の加入世帯数の推移



出典：株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ資料より作成

<sup>15</sup> 例えば、プロ野球の完全中継放送を行う「日テレG+」（株式会社シーエス日本），アニメ専門チャンネル「アニマックス」（株式会社アニマックスブロードキャスト・ジャパン）など。

(ウ) 最近の動き

平成 19 年の放送法改正により、CS 放送のプラットフォーム事業は有料放送管理事業として規制を受けることとなった。当該事業を行おうとする者は、総務大臣への届出が必要となるところ、平成 21 年 9 月末現在で当該届出を行っている事業者は、スカパー J S A T 株式会社のみであり、同社が唯一の有料放送管理事業者となっている。

また、平成 23 年のアナログ放送終了後、BS デジタル放送のために新たに 7 つの周波数帯の使用が決まっており、うち、電波干渉問題等の発生しない 4 つの周波数帯について 8 事業者<sup>16</sup>の参入が決まっている（平成 23 年 10 月 1 日放送開始予定）。

図表 7 BS デジタル放送の新規参入枠について

1ch		3ch		13ch		15ch					
⑤ BS朝日 総合編成 (スロット数) (24)	⑥ BS-TBS 総合編成 (24)	⑨ WOWOW 総合娯楽 [有料] (24)	⑦ BS Japan 総合編成 (24)	④ BS日テレ 総合編成 (24)	⑧ BSフジ 総合編成 (24)	① NHK BS1 [SD] (9)	② NHK BS2 [SD] (11)	③ NHK BSHi (24)			
5ch		7ch				9ch			11ch		
WOWOW 新規第一番組 総合娯楽 [有料] (スロット数) (24)	WOWOW 新規第二番組 総合娯楽 [有料] (24)	スターチャンネル プラス 映画 [有料] (13)	クラシック 映画等 [有料] (13)	アニマックス アニメ [有料] (16)	別途公募 [SD] (6)	⑪ BS11デジタル 総合編成 (18)	⑩ スターチャンネル ハイビジョン 映画 [有料] (15)	⑫ TwellV 総合編成 (15)	BS-FOX 総合娯楽 [有料] (16)	スカチャン 804 総合娯楽 [有料] (16)	放送大学 学園 大学教育放送 (16)
17ch		19ch			21ch		23ch				
地上デジタル放送の衛星利用による 難視聴対策のために使用 [SD7番組] (スロット数) (48)		グリーンチャンネル 農林水産情報 中央競馬 [一部有料] (16)	ジェイ・スポーツ J sports 1 スポーツ [有料] (16)		J sports 2 スポーツ [有料] (16)		未使用 (48)		未使用 (48)		

■が新規参入枠。このうち、5ch, 7ch, 11ch 及び 19ch について 8 事業者の参入が決まっている。

出典：平成 21 年 6 月 10 日付総務省報道発表資料「特別衛星放送に係る委託放送業務の認定」より作成

ウ IPTV

(ア) 事業の概要

IPTVとは、FTTH<sup>17</sup>等を利用して、IPマルチキャスト方式<sup>18</sup>で映像を配信するサービスであり、その番組編成業務は電気通信役務利用放送制度の適用を受けることとなる。IPTVを行う電気通信役務利用放送事業者数は平成 20 年 3 月現在 4 社

<sup>16</sup> WOWOW, スターチャンネル, アニマックスブロードキャスト・ジャパン, ビーエスFOX, マルチチャンネルエンターテイメント, 放送大学学園, 財団法人競馬・農林水産情報衛星通信機構, ジェイ・スポーツ・ブロードキャストの 8 社

<sup>17</sup> Fiber to the Home 光ファイバを加入者回線（電気通信事業者の局舎と利用者宅を結ぶ回線）に利用する高速データ通信サービス。ADSLよりも伝送速度が速く、大容量のデータ送信に適している。光ファイバー芯を一加入者が専有するシングルスター方式と、複数加入者で共有するPON（Passive Optical Network）方式が存在する。

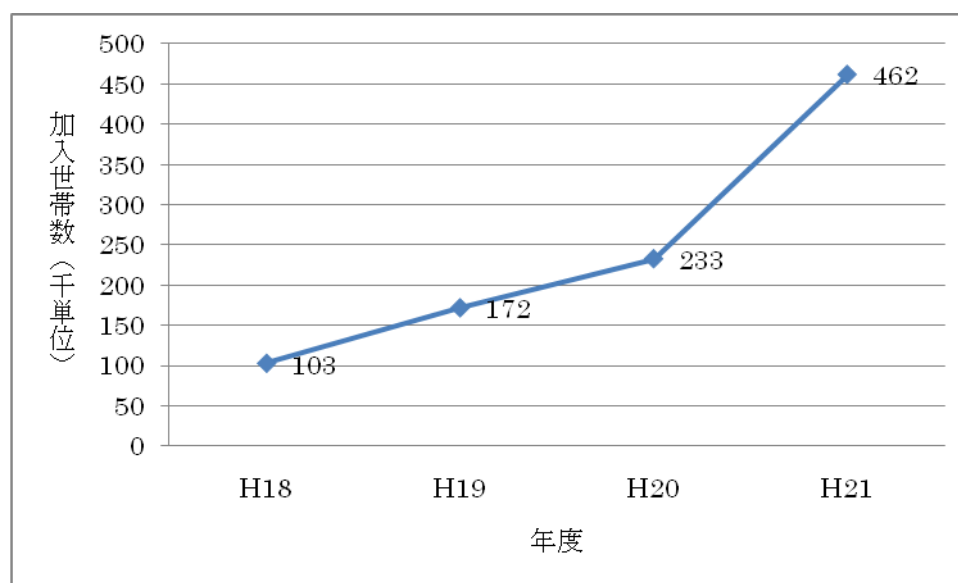
<sup>18</sup> インターネットなどのIPアドレスを活用したネットワーク上で、テレビ放送やラジオ放送などのようにコンテンツを多人数に対して一斉に送信する方式。

である。

#### (イ) ビジネスモデル

IPTVは主に有料多チャンネル放送を提供している。IPTVにおいては、通常、電気通信役務利用放送事業者が契約者情報の管理、利用料金の課金等の業務を行うとともに、個別の専門チャンネル事業者から番組供給を受けて<sup>19</sup>放送を行っている。

図表 8 IPTV の加入世帯数の推移



出典：総務省「ケーブルテレビの現状」より作成

#### (ウ) 最近の動き

平成 18 年の著作権法改正により、IPTV事業者による地上テレビジョン放送の再送信について、放送対象地域を県域に限定したのものについては著作権隣接権の許諾が不要となった<sup>20</sup>ことを受け、平成 19 年度より、有料多チャンネル放送に加えて地上テレビジョン放送の再送信を行う事業者も現れている。

また、現在、IPTV事業者、地上テレビジョン放送事業者及び家電メーカー等によりIPTVの技術仕様の共通化が進められており、IPTV共通チューナーを搭載したテレビ端末も一部発売されている。

### エ 有線テレビジョン放送

#### (7) 事業の概要

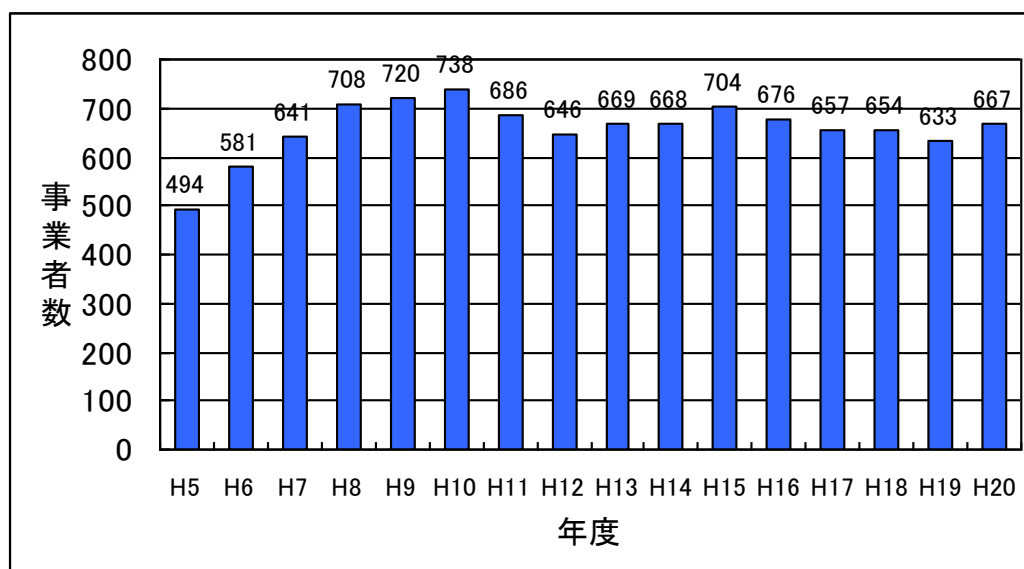
有線テレビジョン放送は、共同アンテナで受信した映像を同軸ケーブルや光ファイ

<sup>19</sup>番組供給の方法には、番組をIPTVのヘッドエンド（受信した信号やVTR信号を伝送路に送出する設備）において衛星放送経路で受信する形態（同時再送信）と、番組供給事業者の設備とIPTVのヘッドエンドを有線通信で結び、ヘッドエンドに番組を直接送信する形態（自主放送）が存在する。

<sup>20</sup>FTTH等を利用して行う放送であっても、RF(Radio Frequency)方式（有線テレビジョン放送で通常用いられる方式）を採用するものは、著作権法上有線放送と分類され、従来から著作権隣接権の許諾が不要であった（詳細については図表 34 を参照。）。

バによって各視聴者宅のテレビに配信するサービスであり、もともとは地上テレビジョン放送の難視聴地域解消のために地域限定的に開始された。このような経緯や、地域独占を基本とした制度運用（地元事業者要件<sup>21</sup>，サービス区域制限<sup>22</sup>，複数事業計画者間における一本化調整指導<sup>23</sup>等）がなされていたことから、現在でもサービス区域の小さな事業者が多数存在している。事業者数<sup>24</sup>は、平成 20 年度末現在で 667 事業者となっている。

図表 9 事業者数の推移



出典：総務省「情報通信白書」，総務省「ケーブルテレビの現状」より作成

また、平成 5 年以降、地元事業者要件の撤廃など広域事業展開を行うための規制緩和、外資規制等の緩和・撤廃<sup>25</sup>が行われたことにより、複数の地域の有線テレビジョン放送施設を所有・運営するMSO (Multiple Systems Operator 統合運営会社)<sup>26</sup>の設立が可能となった。現在、MSOによる有線テレビジョン放送事業者のグループ化が進みつつあり、設備や番組の一括調達など経営の効率化等が図られている。

<sup>21</sup> 地元出資が過半を占めることを要件とする。平成 5 年廃止。

<sup>22</sup> 市町村当たり 1 事業者のみ参入を認めるとする条件。平成 5 年廃止。

<sup>23</sup> 自治体等が、1 地域に複数の事業者が参入を希望する際に、事業者を一つにまとめるべく行う指導。平成 6 年廃止。

<sup>24</sup> 自主放送を行う引込み端子数 50 端子以上 500 端子以下の施設（届出施設）を保有する事業者及び 501 端子以上の施設（許可施設）を保有する事業者の合計数。

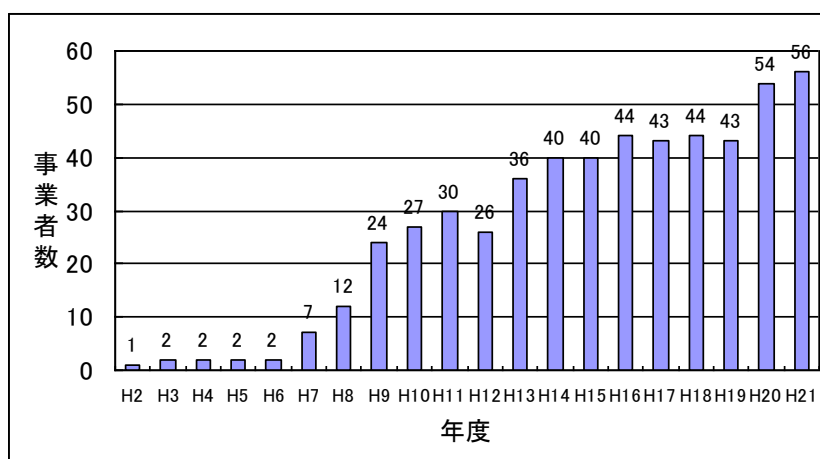
<sup>25</sup> 外資規制等の緩和・撤廃については、以下のとおり。

- ・ 外資規制について、5 分の 1 未満から 3 分の 1 未満に緩和（平成 5 年 12 月）
- ・ 外国人役員について、代表権を有さず、かつ、3 分の 1 未満は可（平成 9 年 1 月）
- ・ 第一種電気通信事業を兼営する有線テレビジョン放送事業者の外資規制を撤廃（平成 10 年 2 月）
- ・ すべての有線テレビジョン放送事業者の外資規制及び外国人役員規制を撤廃（平成 11 年 6 月）

<sup>26</sup> 平成 21 年 8 月末現在、国内のMSOは、株式会社ジュピターテレコム（グループ局数：23 局）、ジャパンケーブルネット株式会社（グループ局数：17 局）、株式会社ビック東海（グループ局数：5 局）、株式会社コミュニティ・ケーブル・ジャパン（グループ局数：3 局）及び株式会社コミュニティネットワークセンター（グループ局数：8 局）の 5 社となっている。



図表 10 国内のMSOに属する事業者数の推移



出典：総務省「情報通信白書」、総務省「ケーブルテレビの現状」より作成

(イ) ビジネスモデル

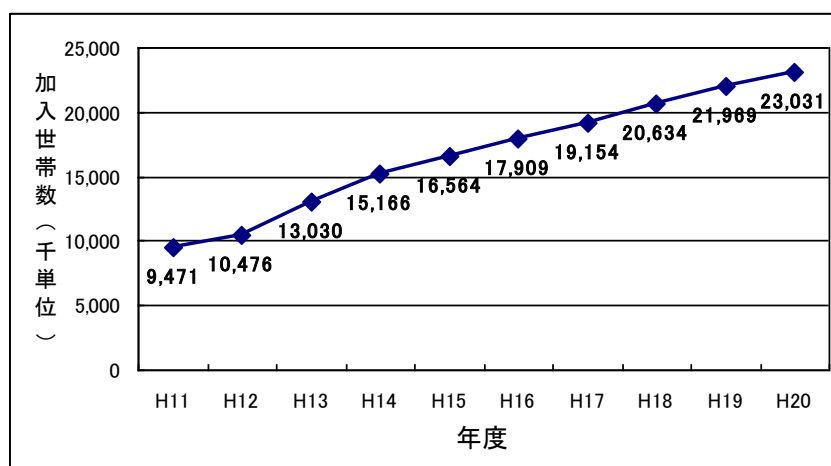
有線テレビジョン放送には、地上テレビジョン放送の再送信のみを有料で提供する形態のほか、地上テレビジョン放送の再送信にBS放送の再送信や個別専門チャンネル等を組み合わせた有料多チャンネル放送を提供する形態がある<sup>27</sup>。有線テレビジョン放送においては、通常、有線テレビジョン放送施設者が契約者情報の管理、利用料金の課金等の業務を行うとともに、個別の専門チャンネル事業者や地上テレビジョン放送事業者から番組供給を受けて放送を行っている<sup>28</sup>。有線テレビジョン放送の加入世帯数<sup>29</sup>は、平成20年度末現在で2303万世帯となっている。

<sup>27</sup> 番組供給の方法には、番組を有線テレビジョン放送のヘッドエンドにおいて衛星放送経由で受信する形態（同時再送信）と、番組供給事業者の設備と有線テレビジョン放送のヘッドエンドを有線や衛星による通信で結び、ヘッドエンドに番組を直接送信する形態（自主放送）が存在する。

<sup>28</sup> 電気通信役務利用放送制度により有線テレビジョン放送施設者が他社の光ファイバ網や有線テレビジョン放送網を利用して自社の放送区域外で放送を行うことや、チャンネルリース制度（有線テレビジョン放送施設を持たない者が有線テレビジョン放送施設者の有する放送施設を利用して有線放送を行う制度（有線テレビジョン放送法第9条））により自治体等が有線テレビジョン放送施設を利用して放送を行うことも可能となっている。

<sup>29</sup> 自主放送を行う引込み端子数50端子以上500端子以下の施設（届出施設）を保有する事業者及び501端子以上の施設（許可施設）を保有する事業者が提供する有線テレビジョン放送の加入世帯数。

図表 11 有線テレビジョン放送の加入世帯数の推移



出典：総務省「情報通信白書」，総務省「ケーブルテレビの現状」より作成

(ウ) 最近の動き

平成 23 年のアナログ放送終了に向け，デジタル化のための設備の高度化等が推進されている。平成 9 年より，複数事業者間のヘッドエンド共有が可能となっており，有線テレビジョン事業者間の設備共用，事業の共同化が進められている。また，デジタル化に併せて広帯域化，多チャンネル化が進められており，送信技術の多様化，高速・大容量通信が可能な伝送路への転換が行われている。

(2) 放送類似の通信サービス

ア インターネット放送

インターネット放送は，音楽・映像コンテンツという放送番組と同様の情報を通信回線網であるインターネット上で配信するサービスであり，テレビ視聴と同様に，定まった時間にサービスに接続する必要があるもの（ストリーミング）もある。ビジネス分野のみならず，固定ブロードバンドサービス（後記(3)アにて詳述）の発展，また，より円滑な視聴を可能にする技術の進展に伴って，一般家庭においても利用が拡大している。インターネット放送上のコンテンツも，ニュース，スポーツ中継，ドラマなどテレビ放送コンテンツ並みの多種多様なものが提供されている。

インターネット放送は放送法体系上の放送とは整理されておらず，したがって，放送に係る規律の対象外となっている。

イ ビデオオンデマンド（VODによる配信）サービス

放送類似サービスとして近年増加しつつあるものとして，VODサービスがある。VODサービスとは，特定の番組リストの中から視聴者が視聴したい番組を選択し，好きな時に視聴できるようにするサービスであり，前記アの一形態としてインターネットにより配信されるもののほか，CATVなどで配信されるサービスもある。

VODサービスは放送法体系上の放送とは整理されておらず，したがって，放送に係る規律の対象外となっている。

### (3) その他関連分野

#### ア 固定ブロードバンドサービス

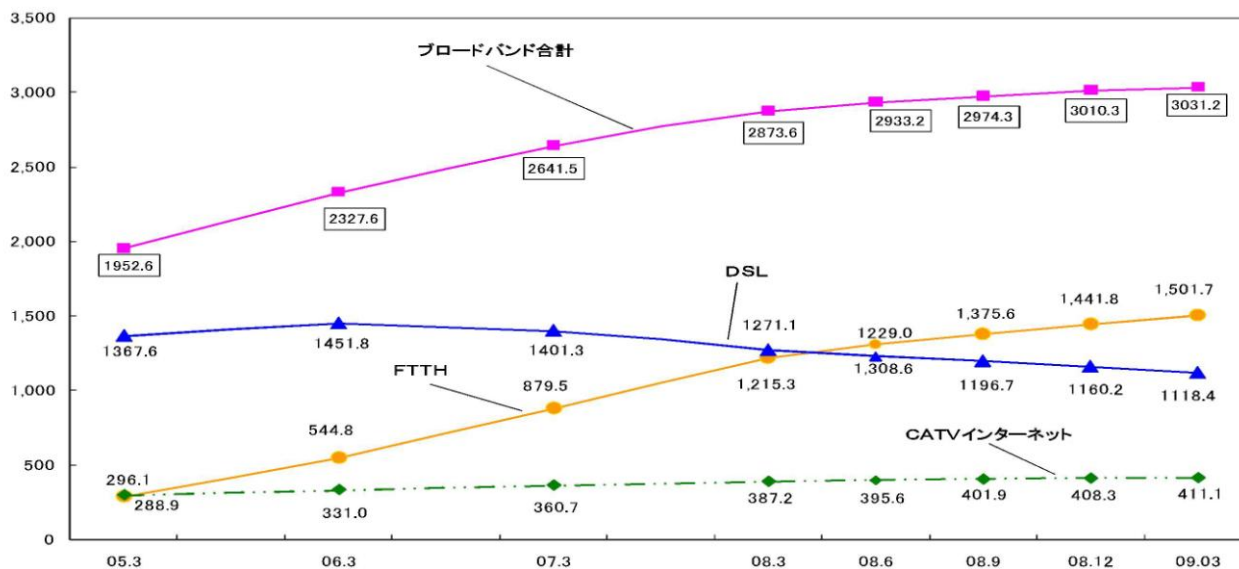
インターネットにおけるブロードバンドサービスには、①DSL<sup>30</sup>、②FTTH及び③CATVインターネット<sup>31</sup>の3種類のサービスがある。いずれのサービスにおいても、固定ブロードバンドサービスの大きな特徴であるインターネットへの常時接続、高速通信を活用し、インターネット接続のみならず、IP電話、映像サービスを一体で提供する「トリプルプレイ」が主流となっている。

#### (7) 利用者数

ブロードバンドサービス全体の契約数は増加傾向にあり、平成15年3月の951.2万世帯から平成19年12月には2829万世帯となっている。契約数増加の大きな要因はADSL及びFTTHの普及であると考えられる。ADSLの契約数は平成15年3月に702.3万世帯であったが、平成18年3月には1451.8万世帯まで増加を続け、その後FTTHの普及に伴い緩やかに減少している。FTTHの契約数は平成15年3月に42万世帯であったが、その後一貫して増加を続け、平成20年3月には1501.7万世帯に達している。

図表 12 固定ブロードバンドサービス契約数の推移

(単位：万契約)



出典：総務省「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データ（平成20年度第4四半期（3月末）」

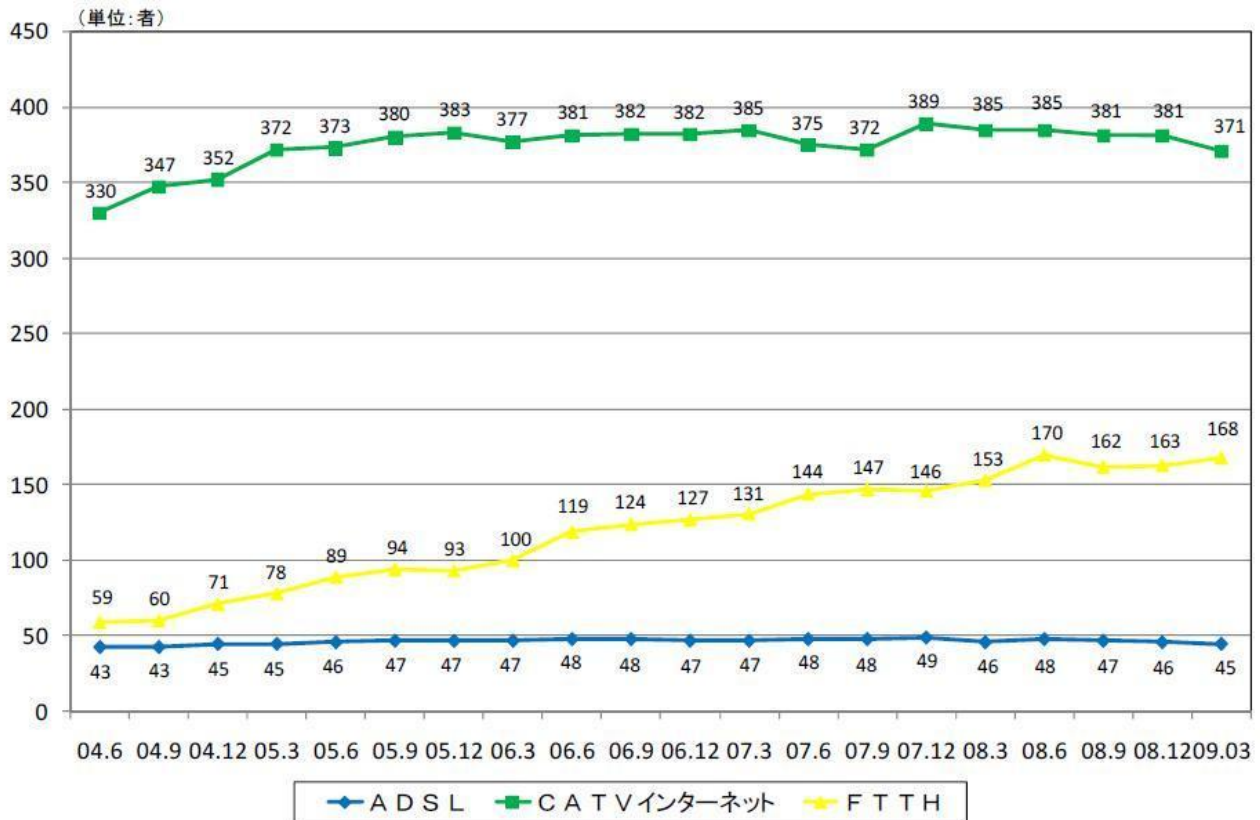
<sup>30</sup> Digital Subscriber Line（デジタル加入者回線） 既存のメタル回線のうち、音声通話に用いられていない高い周波数帯を利用することにより行う高速データ通信サービス。当該データ通信サービスの1つとして、ADSL（Asymmetric Digital Subscriber Line（非対称デジタル加入者線））があり、日本ではADSLが一般家庭向けのものとして最も普及している。

<sup>31</sup> CATVネットワークを利用した高速データ通信サービス。

(イ) 事業者数

ブロードバンドサービスを提供する事業者には、自ら加入者回線を敷設してサービスを提供する事業者（NTT東西、電力系事業者、CATV事業者等）と、第一種指定電気通信設備を保有する事業者であるNTT東西から設備を借りて自社網を構築し、サービスを提供する事業者が存在する。ブロードバンド事業者数の推移については、ADSL及びCATVの事業者数は微増となっており、FTTHの事業者数は、一貫して増加傾向にある。

図表 13 ブロードバンド事業者数の推移

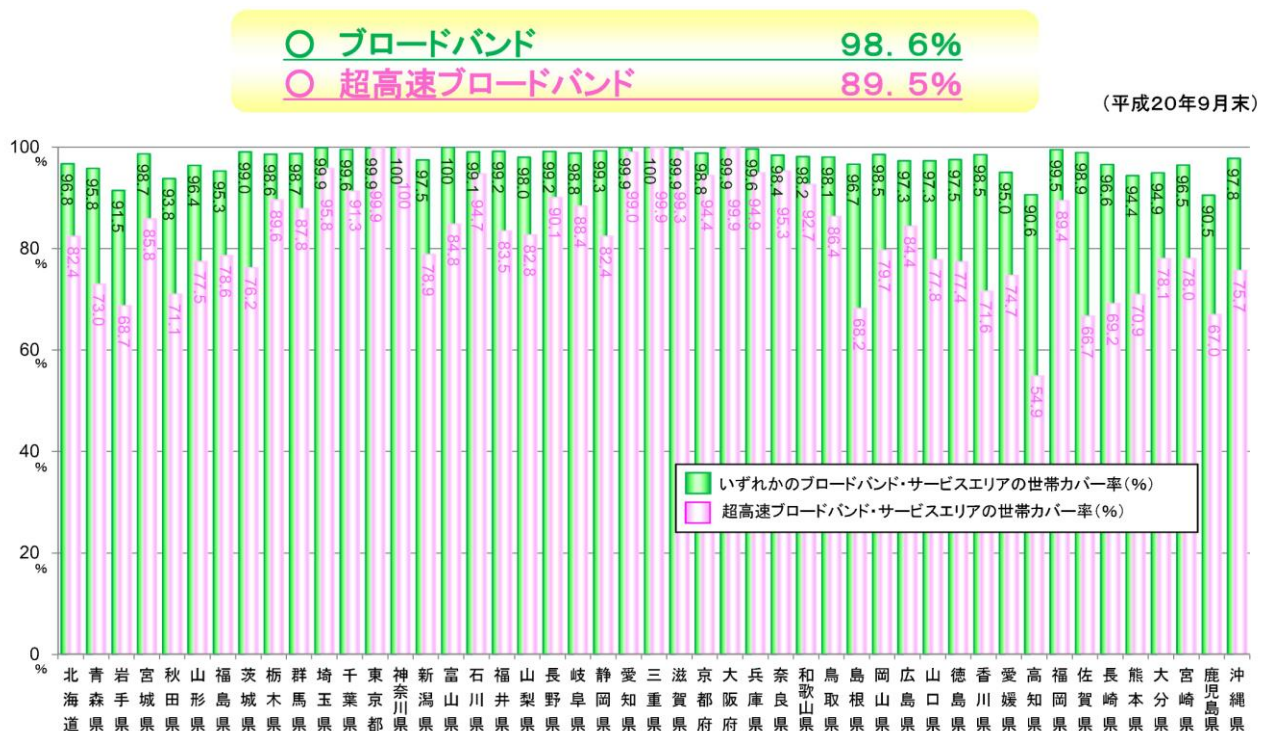


出典：総務省「電気通信事業分野における競争状況の評価 2008」

(ウ) 光ファイバ敷設状況

ブロードバンドの世帯カバー率は図表 14 のとおりである。超高速ブロードバンド<sup>32</sup>の世帯カバー率は全国平均で 89.5 パーセントとなっている。特に、東京、大阪をはじめとする人口集積地域では 90 パーセントを超えており、こうした地域における F T T Hをはじめとする超高速ブロードバンドネットワークの構築はほぼ完了しているといえる。一方、人口集積地域以外では、例えば、高知、佐賀、鹿児島のように、超高速ブロードバンドの世帯カバー率が 60 パーセント台前後と全国平均よりも相当程度低い場所もみられる。

図表 14 ブロードバンドの世帯カバー率（推計）



出典：総務省「都道府県別ブロードバンド・サービスエリア世帯カバー率（推計）」  
(平成20年9月末現在)

イ 広告

(ア) 事業の概要

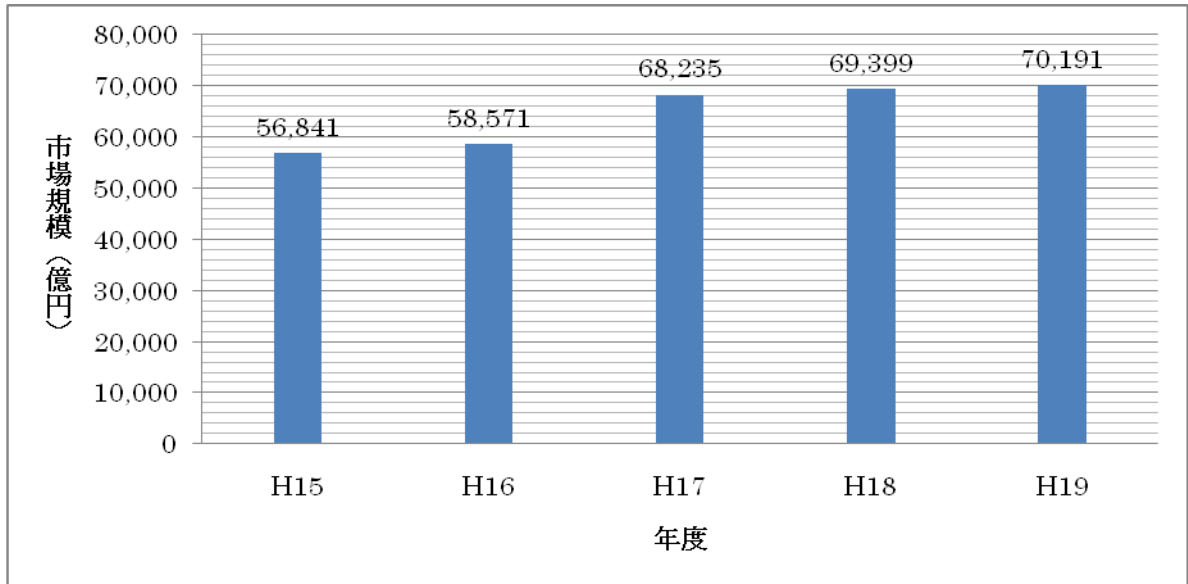
広告業界における取引は、広告会社、媒体社及び広告主（広告を行いたい事業者）の3者を中心に行われている。広告会社は、媒体社の媒体枠を広告主に販売するほか、広告制作、市場調査、広告効果の測定等の様々な業務を行っている。媒体社は、テレビ局、新聞社、雑誌社等、広告を放送、掲載等する媒体の放送、発行等を行う事業者である。

広告は、媒体によって、テレビ（地上波・衛星・有線テレビジョン）・ラジオ・新聞・雑誌による広告、ダイレクトメール広告（DM）、新聞折り込み広告、屋外広告

<sup>32</sup> データのアップロード（上り）・ダウンロード（下り）の双方向とも、30Mbps 級以上であるブロードバンドを想定している（総務省「次世代ブロードバンド戦略 2010」（平成18年8月））。

(看板等), 交通広告(電車, バス, タクシー等の車内外広告), POP広告(Point of Purchase Advertising の略。消費者が商品を購入する時点で目にする店頭に掲示された広告), 電話帳広告, インターネット広告等に分類される。平成19年度における, これら広告に要した総広告費は, 7兆191億円となっている。

図表 15 広告市場の規模

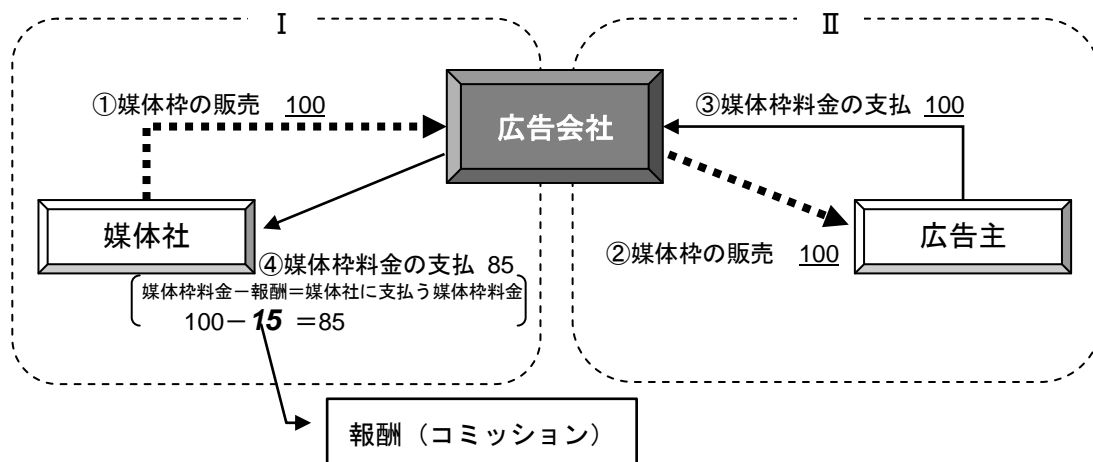


出典：電通「日本の広告費」より作成

(イ) ビジネスモデル

広告取引の中心は, ①媒体枠取引(媒体社の媒体枠(広告スペース)を広告会社が広告主に販売する取引)と②広告制作取引(広告主が広告会社等に広告の制作を依頼する取引)である。

図表 16 広告取引の概要(媒体枠取引の場合)

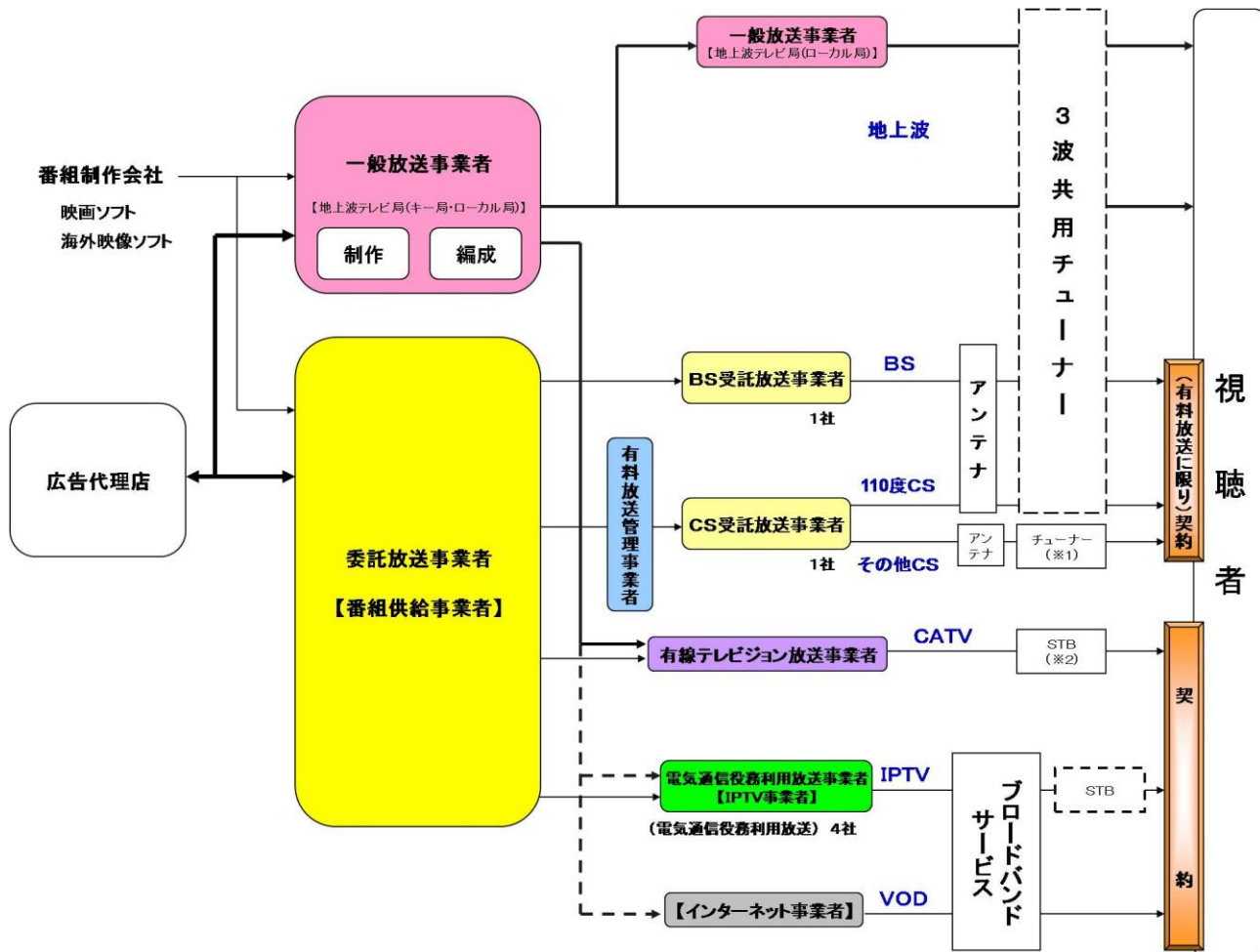


出典：公正取引委員会「広告業界の取引実態に関する調査報告書」(平成17年11月8日)

## 2 競争の概況

前記1において記載した放送分野の関係事業者の主な取引関係は、図表17のとおり整理される。

図表17 放送分野の関係事業者（相関図）



※1 テレビ放送を受信するための機器、部品、又はその部品を含む集積回路や基板（拡張カードなど）をいう。

※2 Set Top Box（セットトップボックス）送信された電気信号をテレビで視聴可能にするための変換を行う装置。前記※1記載のチューナーを搭載するとともに、ケーブルテレビ・デジタル放送・IP放送等の復調、デコード又はスクランブル解除機能等を備えたもの。

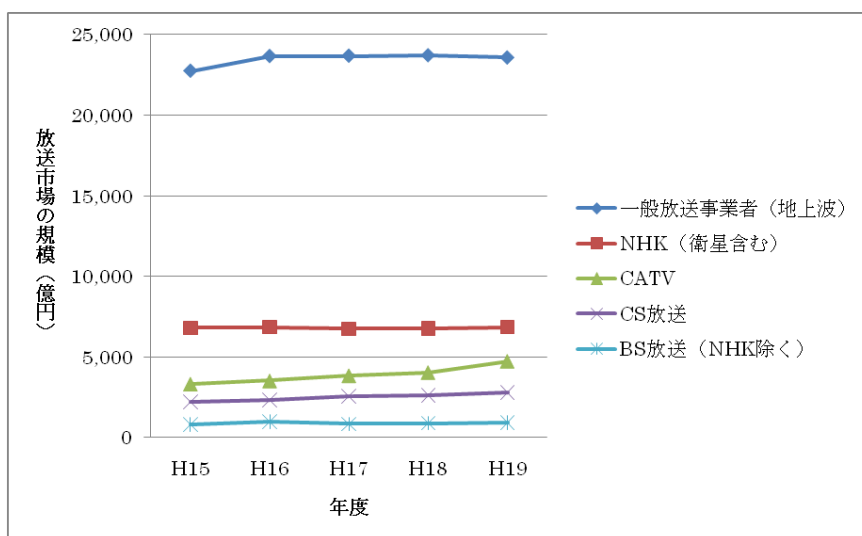
出典：公正取引委員会作成資料

(1) 放送分野の市場と経営

ア 市場の動向

放送市場の規模は、無料放送における放送事業収入、有料放送における受信料収入によってとらえることができる。CATV及びCS放送それぞれの収入は、一定の伸びが見られるものの、当該市場において地上波放送が引き続き大きな位置を占める。市場規模に関しては、各放送メディア間の相対的な地位に変動はない。

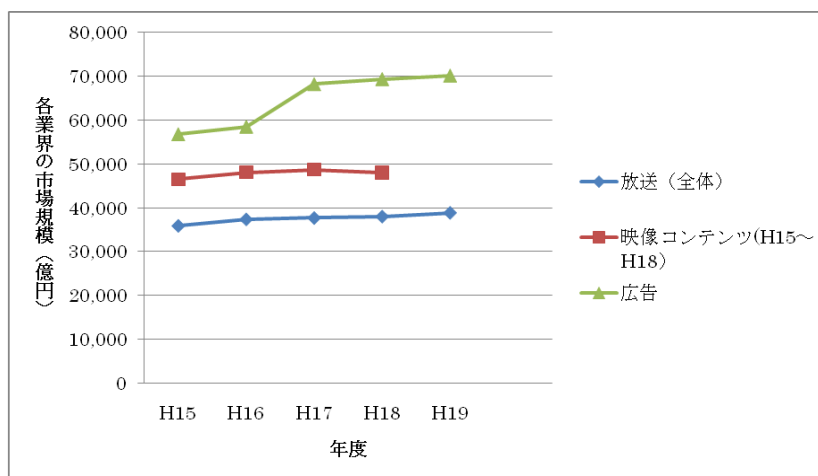
図表18 放送市場の規模



出典：総務省「情報通信白書」，各社公表資料より作成

関連市場と比較すると、日本国内の広告費の総計である広告市場の規模に伸びが見られた一方で、放送市場の伸びは低調である。また、NHKや民放が制作した番組や、映画等の映像コンテンツの流通市場も近年は大きな伸びは見られない状況にある。

図表19 放送とその関連市場の規模

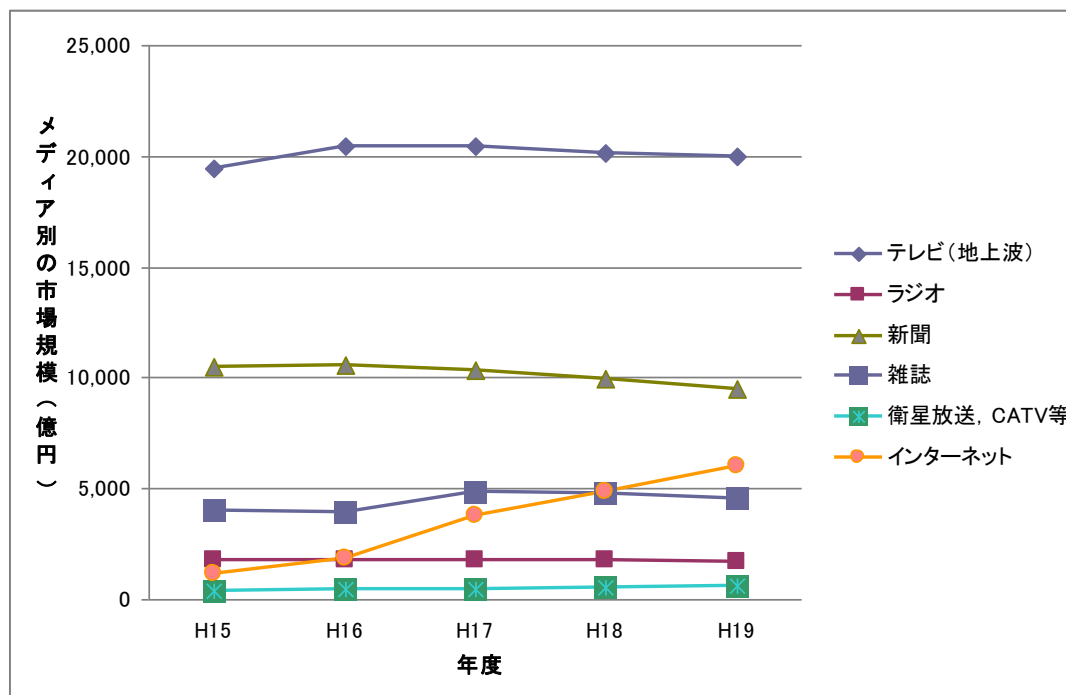


出典：総務省「情報通信白書」，「衛星放送の現状」，電通「日本の広告費」  
デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書」より作成



広告市場の内訳をみると、従来から4大メディアと呼ばれてきたテレビ（地上波）、ラジオ、新聞、雑誌の市場規模は減少傾向にある。一方、インターネット広告市場は、顕著な伸びを維持しており、平成19年度には、雑誌、ラジオを上回る規模にまで成長している。

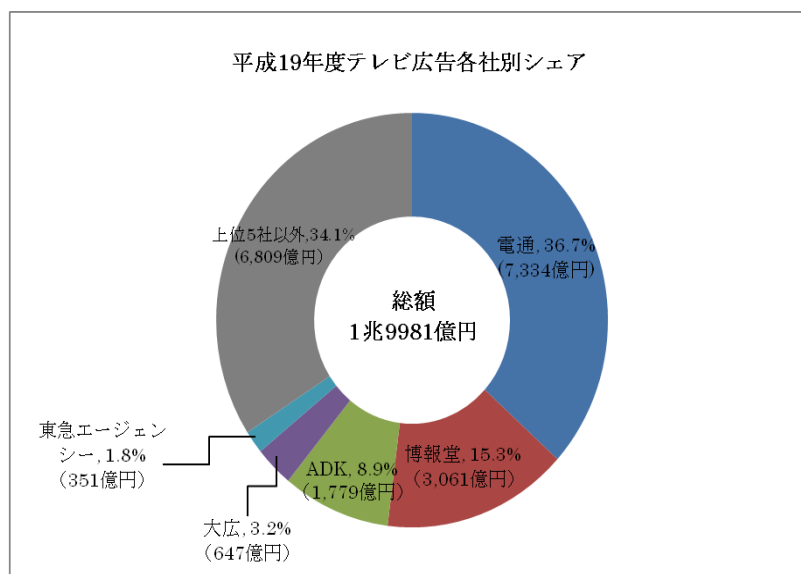
図表 20 メディア別の広告市場シェア



出典：電通「日本の広告費」より作成

テレビの広告枠取引における広告代理店のシェアについては、図表21のとおりである。

図表 21 テレビ広告各社別シェア



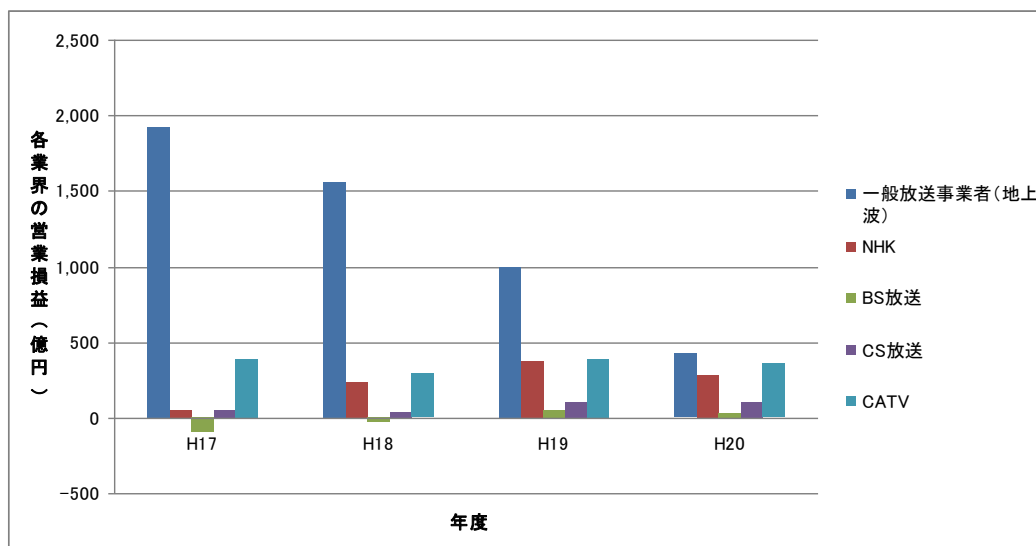
出典：電通「日本の広告費」より作成

## イ 経営の動向

### (ア) 収支の状況

各業界の営業収益については、一般放送事業者（地上波）では大幅に減益している一方、BS・CS放送では増益、有線テレビジョン放送では単年度黒字を計上しているケーブルテレビ事業者の増加がみられるものの、有線テレビジョン放送事業全体では微減となっている。

図表22 放送業界の収支



出典：総務省「一般放送事業者及び有線テレビジョン放送事業者の収支状況」（平成21年9月）ほか

### (イ) 放送分野における近年の動向

#### a 近年の概況

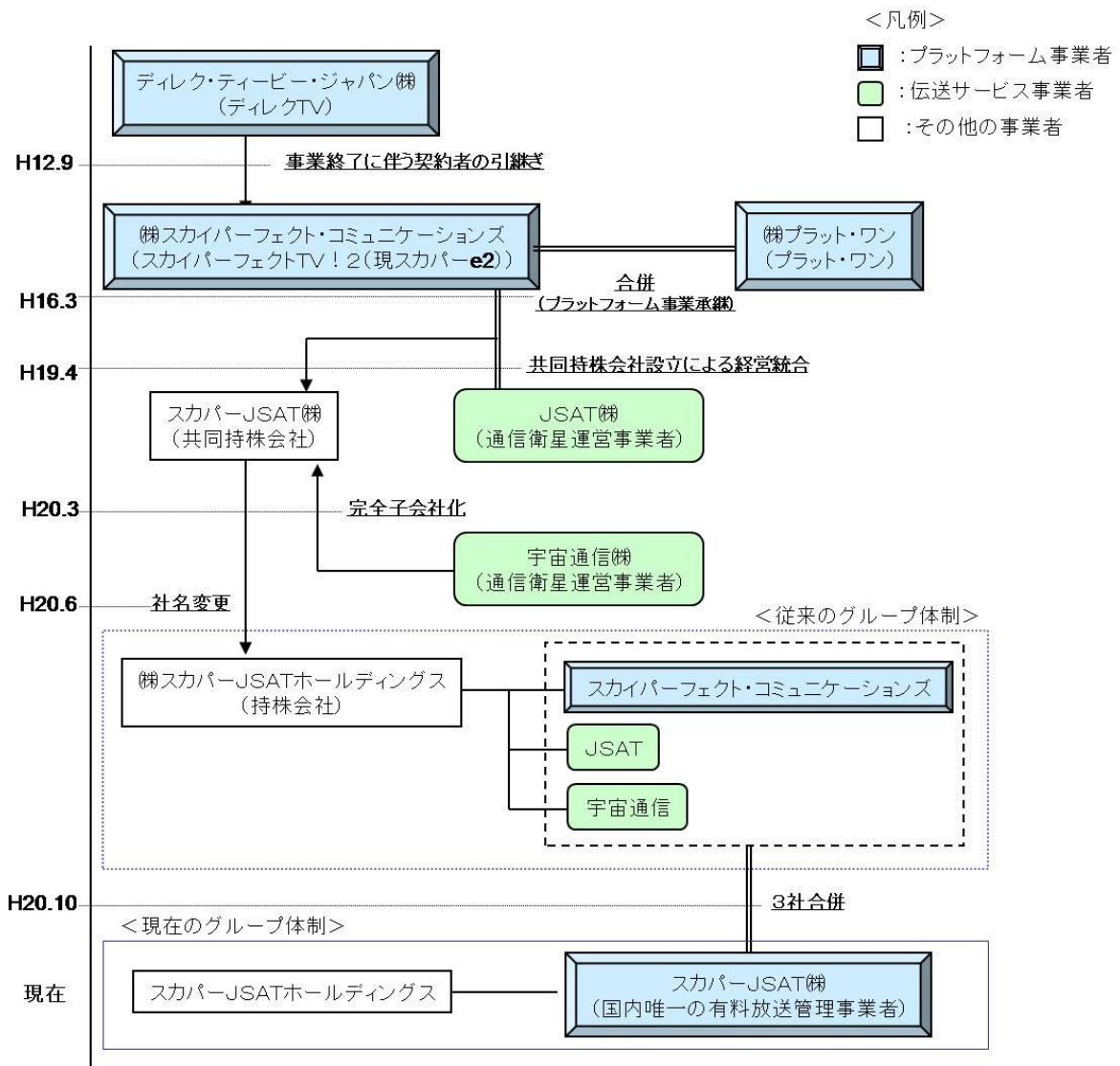
放送分野での経営統合等の動きは、有線テレビジョン放送事業者の統合・連携のほか、メディアを問わず多くの放送事業者が、映画会社、番組供給会社等のコンテンツ分野への資本参加を進めている。特に、地上波放送事業者においては、流通事業者等の異業種の企業買収も少なくなく、放送外収入の拡大を意図しているものと思われる。

他方、認定放送持株会社制度の導入により、地上波放送事業者間の資本規制（マスメディア集中排除原則）が緩和されたが、認定放送持株会社によるローカル局の買収はなく、キー局によるローカル局への資本参加がわずかにあったのみであった。

#### b 有料多チャンネル放送分野

CS放送のプラットフォーム事業は、図表23のとおり、事業者の経営統合等が進んだ結果、平成20年10月、スカパーJ S A T株式会社が設立されている。同社が設立された結果、日本において、CS放送に用いられる通信衛星の運用、顧客情報の管理、利用料金の課金等を行う業務はスカパーJ S A T 1社に集約されることとなった。

図表 23 CS放送のプラットフォーム事業者の変遷



(注)ディレク・ティービー・ジャパン(株)及び(株)スカパー・フェクト・コミュニケーションズの2社はプラットフォーム事業を行うとともに、自ら委託放送事業者としての認定を受けていた。

出典：公正取引委員会作成資料

他方、スカパーJ S A Tは、光ファイバを利用してR F方式（従来の有線放送テレビジョンと同様）で映像配信サービスを行う株式会社オプティキャストに全額出資している。なお、オプティキャストの子会社でN T T東日本が出資していたオプティキャスト・マーケティング株式会社は、サービス加入獲得事業を行っていたが、平成21年7月にオプティキャストが吸収合併している。

### c 移動体通信向けマルチメディア放送サービス

地上波アナログ放送終了後、空き周波数帯となるV H F帯は、移動体通信向けのマルチメディア放送に活用されることとなっている。株式会社マルチメディア放送は、同帯域にて平成23年より放送を開始するための事業を立ち上げているところであるが、N T Tドコモが出資比率を引き上げて同社を子会社化するとともに、地上波キー局各社、スカパーJ S A T、電通等も同社に出資している。

## (2) 競合関係の整理

視聴者自身の限られた生活時間の中で、映像コンテンツの視聴に当てる時間はおのずと限られてしまうことから、いずれのメディアも、映像配信サービスについて一定程度の競合関係にあるといえる。

ア 地上アナログ放送については、平成 23 年 7 月 24 日を期限としてその停波が迫っており、一般世帯においても、地上デジタル放送に対応したテレビへの買換え<sup>33</sup>が進んでいる。当該テレビにあっては、地上波デジタルのみならず、BS デジタル及び 110 度 CS デジタル放送の 3 波に対応したチューナー（3 波共用チューナー）を搭載したものが現在主流の機種となっている。このため、110 度 CS デジタル放送の普及が、今後の放送の市場構造を変えていく可能性がある。

イ 最も普及世帯の多い広告型の無料放送については、地上波放送と BS 放送において広告収入を分け合う形になるが、受信可能世帯数の違い<sup>34</sup>などにより、市場規模に大きな開きがある。

ウ 一方、有料放送は、その放送中に CM などの広告を挟まず、スポーツ中継や映画等のコンテンツの視聴に向いていることから、これらコンテンツを好む視聴者に人気を博している。また、有料放送という形態は映像コンテンツの流通チャンネルとして一定の地位を得ており、特に新作の映画コンテンツについては、原則として地上波放送等の無料放送よりも早く視聴者に提供されている。

エ また、限られたチャンネル数でプラットフォーム事業者を通じることなく視聴者を獲得して有料放送を行う事業者は、依然として数少ない状況である（BS 委託放送事業者のみ）。放送のデジタル化に伴い、既存の事業者もチャンネル数を増加させることにより特定のコンテンツの対価という性格が薄まることから、VOD など他の有料映像配信サービスとの差異化が進むといえる。

オ 多チャンネル放送サービスにおいては、視聴者は CS 放送、CATV、IPTV のいずれかを選択するに当たり、それぞれのチャンネル構成だけでなく、受信に必要なとなる設備、機材等についても考慮する必要性が生じる。例えば、BS 放送と東経 110 度 CS 放送については、同一のパラボラアンテナで受信することができるため、3 波共用チューナーを搭載したテレビを併せて購入した後、CS 放送事業者と別途契約すれば、ほぼ日本全国において、多チャンネル放送を視聴できるようになる。他方、CATV 又は IPTV については、地理的にそれぞれのサービス提供範囲内であれば、配線等の工事の上、CATV 又は IPTV 事業者と契約することにより、多チャンネル放送を視聴することができるようになる。この場合、地上波デジタル放送、BS デジタル放送についてアンテナ不要で視聴することができるが、IPTV については、事業者によっては地上波放送の再送信を行っていない場合があり、当該放送を視聴できない可能性がある。

<sup>33</sup> 地上デジタルテレビ放送対応受信機（テレビ、チューナー等）の世帯普及率は、平成 21 年 3 月現在で 60.7 パーセントとなっている（平成 21 年 5 月 7 日 総務省報道資料）。

<sup>34</sup> 平成 20 年度における地上放送系の受信世帯数は約 5114 万世帯、BS 放送の加入世帯数は約 1597 万世帯であった（社団法人衛星放送協会資料、NHK 資料等による。）。

## 第2 放送に係る規制・制度

放送分野における規制は、大きく、地上放送に係る規制、受委託放送（BS、CS110度、CS124/128度）に係る規制、電気通信役務利用放送（CS124/128度、IPTV、CATV）に係る規制、有線テレビジョン放送に係る規制に分かれており、それぞれについて、図表24のような規制内容の違いが存在する。当該規制内容の詳細は図表25のとおりである。

図表24 放送に係る規制・制度一覧

<凡例>○：規制あり，×：規制なし

規制内容	地上放送	BS	CS110度	CS124/128度		IPTV	CATV		
	ハードソフト一致	委託放送	委託放送	委託放送	役務放送	役務放送	有線テレビジョン放送 ハードソフト一致	チャンネルリース	
参加に係る事業規制展開									
事業開始手続	無線免許	認定	認定	認定	登録	登録	施設：許可 業務：届出	届出	
放送普及基本計画	○	○	○	○	×	×	×	×	
マスメディア集中排除原則	○	○	○	○	○	○	○	○	
外資規制	○	○	○	○	×	×	×	×	
事業活動に係る規制	料金	届出	届出	届出	届出	届出	届出	届出	
	コンテンツに係るもの	番組準則	○	○	○	○	○	○	○
		調和原則	○	○※	○※	○※	×	×	×
		教育番組の教育課程基準準拠	○	○	○	○	○	○	○
		字幕・解説番組の努力義務	○	○	○	○	○	○	○
		番組基準の制定	○	○	○	○	○	○	○
		放送番組審議機関の設置	○	○	○	○	○	○	○
		訂正放送・取消放送制度	○	○	○	○	○	○	○
	その他	放送番組の保存義務	○	○	○	○	○	×	×
		再放送（再送信）同意	○	○	○	○	○	○	○
		義務再送信	×	×	×	×	×	○	×
		再送信同意に係る裁定制度	×	×	×	×	×	○	○
		災害放送	○	○	○	○	×	×	×
		広告放送の識別のための措置義務	○	○	○	○	○	×	×
		候補者放送（同等条件の放送義務）	○	○	○	○	○	○	○
		学校向け放送における広告の制限	○	○	○	○	○	×	×
		放送番組の供給に関する協定の制限	○	○	○	○	○	×	×
受託内外放送の番組編集		×	○	○	○	○	×	×	
あまねく受信努力義務	○	×	×	×	×	×	×		

(※) 特別な事業計画（特定の分野についての効果を目的とする放送を専ら行う事業計画。例えば、スポーツ専門チャンネルなど）による有料放送は、規制の対象外となっている（放送法第3条の2第2項）。

出典：社団法人日本民間放送連盟編「放送ハンドブック」[改訂版]より作成

図表 25 放送に係る規制・制度の内容

規制	概要
放送普及基本計画 (法第2条の2)	放送対象地域、放送系の数等を規定
マスメディア集中 排除原則 (電波法第7条第2 項4号)	放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由がで きだけ多くの者によって享有されるようにするため、申請者に関し必要な事項を定める基準
有料放送 (法第52条の4第 4項)	有料放送を行う一般放送事業者は、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の料金を定め、その実施前 に、総務大臣に届け出なければならない。
外資規制(電波法 第5条第4項、法 第52条の13第1 項)	日本の国籍を有しない人、外国政府又はその代表者、外国の法人又は団体が業務を執行する役員に就任する こと又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めることを制限
番組準則 (法第3条の2第1 項)	・公安及び善良な風俗を害しないこと。 ・政治的に公平であること。 ・報道は事実をまげないですること。 ・意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
調和原則 (法第3条の2第2 項)	放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、特別な事業計画によるもの を除くほか、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、放送番組の相互の間の調和を保つ ようにしなければならない。
教育番組の教育課程 基準準拠 (法第3条の2第3 項)	放送事業者は、国内放送の教育番組の編集及び放送に当たっては、(略)その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知る ことができるようにしなければならない。この場合において、当該番組が学校向けのものである ときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならない。
字幕・解説番組の 努力義務 (法第3条の2第4 項)	放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、(略)聴覚障害者に対し て説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。
番組基準の制定 (法第3条の3)	放送事業者は、放送番組の種類及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準(以下「番組基準」 という。)を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。
放送番組審議機関 の設置 (法第3条の4)	放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関(以下「審議機関」という。)を置くものと する。
訂正放送・取消放 送制度 (法第4条)	放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又 はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその 放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二 日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしな なければならない。
放送番組の保存義 務 (法第5条)	放送事業者は、当該放送番組の放送後三箇月間は、放送番組の内容を放送後において審議機関又は訂正若し くは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるように放送番組を保存しなけれ ばならない。
再放送(再送信) 同意 (法第6条、有テ レ法第13条第2 項、役務利用法第 12条)	放送事業者は、他の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者の同意を得なければ、その放送又は電気通 信役務利用放送を受信し、これらを再放送してはならない。
義務再送信 (有テレ法第13条 第1項)	有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者は、施設を設置する区域の全部又は一部が、 テレビジョン放送の受信の障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が 指定した区域内にあるときは、その指定した区域においては、放送局を開設しているすべての放送事業者のテ レビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを 再送信しなければならない。
再送信同意に係る 裁定制度 (有テレ法第13条 第3項)	有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、再送信の同意につき 協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請する ことができる。
災害放送(法第6 条の2)	放送事業者は、国内放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生 し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をす るようしなければならない。
広告放送識別のた めの措置義務(法 第51条の2)	一般放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であ ることを明らかに識別することができるようにしなければならない。
候補者放送(同等 条件の放送義務) (法第52条)	一般放送事業者が公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、 その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとしないにもかかわらず、同等の条件で 放送をさせなければならない。
学校向け放送にお ける広告の制限 (法第52条の2)	一般放送事業者は、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認 められる広告を含めてはならない。
放送番組の供給に 関する協定の制限 (法第52条の3)	一般放送事業者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関す る協定を締結してはならない。
受託内外放送の番 組編集 (法第52条の27)	委託放送事業者は、受託内外放送の放送番組の編集に当たっては、当該受託内外放送の放送対象地域である 外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。
あまねく受信努力 義務 (法第2条の2第6 項)	放送事業者(受託放送事業者、委託放送事業者(略)を除く。)は、その行う放送に係る放送対象地域にお いて、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。

図表 26 コンテンツの流通段階ごとの役務の提供主体

制度	コンテンツ供給	個別チャンネル編集	多チャンネルパッケージ化	伝送サービス	顧客管理・課金等	視聴者	
地上波	[番組制作会社]	地上放送事業者	—	地上放送事業者	—		地上放送
BS	[番組制作会社]	委託放送事業者 [専門チャンネル 運営会社]	—	受託放送事業者 (放送衛星システム(BSAT))	— (例 WOWOW)		
CS 110度	[コンテンツ プロバイダ]	委託放送事業者 [専門チャンネル 運営会社]	有料放送 管理事業者 (スカパー J SAT)	受託放送事業者 (スカパー-J SAT)	有料放送 管理事業者 (スカパー-J SAT)		スカパー2
CS 124 / 128度		役務利用放送事業者 [専門チャンネル 運営会社]	有料放送管理事業者 (スカパー-J SAT)	電気通信事業者 (スカパー-J SAT)			スカパー
CATV		[専門チャンネル 運営会社]	役務利用放送事業者 (例 オフティキャスト)	電気通信事業者 (例 NTT東西)			スカパー光
IPTV			役務利用放送事業者 (例 アイキャスト)	電気通信事業者 (例 NTTぷらら※)			(例 NTTぷらら)
CATV			有線テレビジョン放送事業者				
			放送施設の利用 (チャンネルリース事業者)				

※NTT東西から借り受けたネットワークを電気通信役務としてアイキャストに提供している。

出典：公正取引委員会作成資料

## 1 参入・事業展開に係る規制・制度

### (1) 参入規制

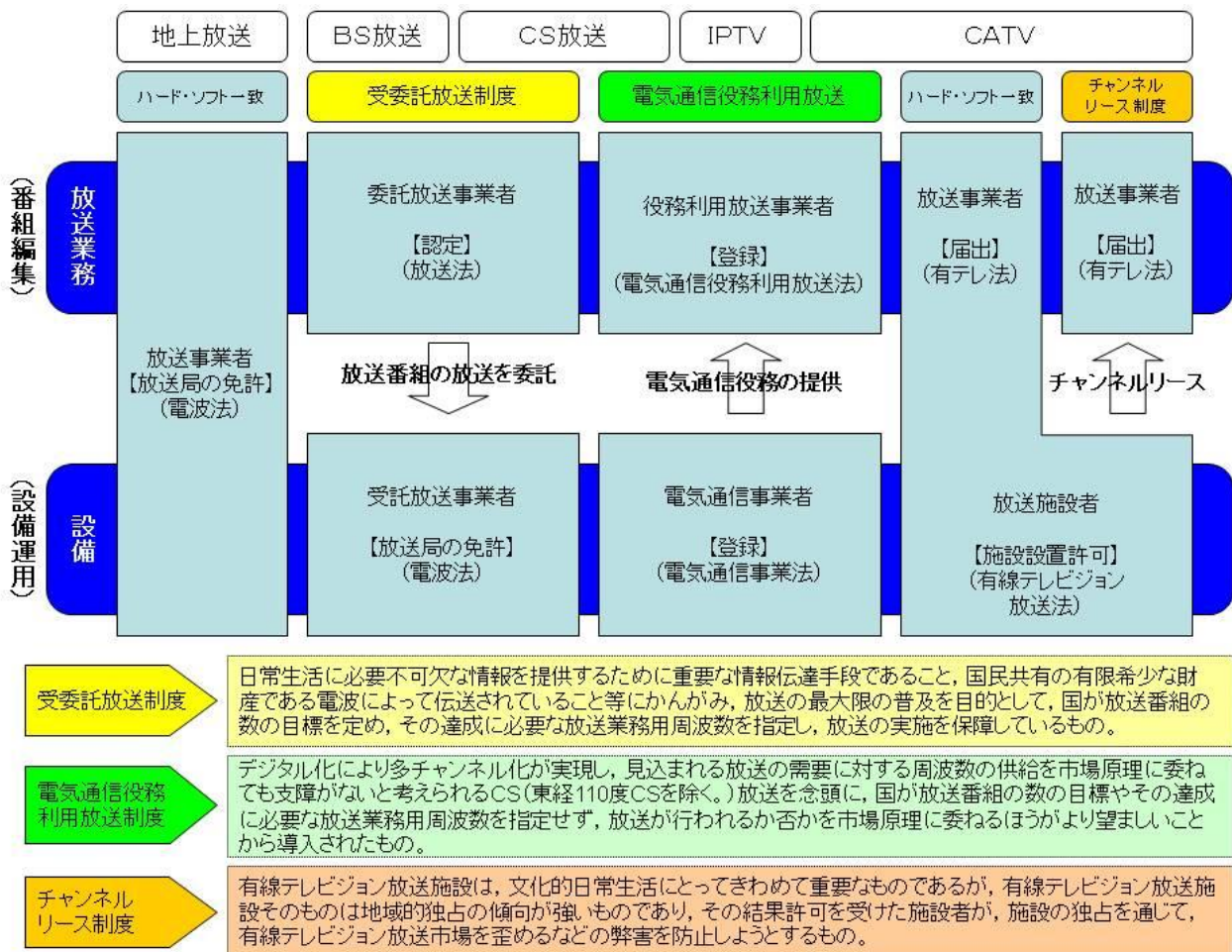
参入に関する制度は図表 27 のとおりであり、地上系放送及び有線テレビジョン放送については番組編集と設備運用を同一の主体が行うこととされている（垂直統合）が、その他の放送においては、それぞれ別の主体が行うこととされている（垂直分離）。従来、放送の枠組みでは垂直統合が基本とされてきた<sup>35</sup>が、CSアナログ放送の開始の際に垂直分離を採用して以降、CSデジタル放送、BSデジタル放送、BSアナログ放送について垂直分離の採用が進んでいる<sup>36</sup>。また、垂直分離を採用する放送の中には、受委託放送制度が採られているものと、電気通信役務利用放送制度が採られているものが存在する。有線テレビジョン放送に関しても、チャンネルリース制度や電気通信役務利用放送制度により、実質的には垂直分離が可能となっている。

<sup>35</sup> 従来制度では、放送事業者の独立性・自主性・放送の継続的かつ安定的な実施の確保という観点から、放送局免許と番組編集責任主体が一体の制度が採られてきた（「衛星放送の将来像に関する研究会」報告書（平成 18 年 10 月）pp77）。

<sup>36</sup> CSアナログ放送では、衛星自体の多チャンネル性や調達に伴うリスクの大きさなどを踏まえ、放送を行うおとする者が放送設備について管理運用責任を負わずに放送に参入し、容易に事業展開することが適切であることから、放送免許主体と番組編集主体を分離することとされた（同上）。また、BSデジタル放送については、BSアナログ放送のようにハード・ソフト一致制度により放送事業者自身が衛星（放送局）を共同所有する形態は、結果として多様な放送事業者の参入を困難とする可能性があることから、ハード・ソフト分離制度が採られた（同上）。

なお、多チャンネル放送においては、とりわけCS110度放送の場合、新規参入に当たり、すべての専門チャンネル事業者が委託放送事業者として総務省の認定を受けることとなっており、IPTV及びCATVより厳しい規制が課されている。また、CS110度放送では、プラットフォーム事業者である有料放送管理事業者が専門チャンネルの選定・多チャンネルパッケージ化を自らの判断で行うことができない一方、CS124/128度放送、IPTV及びCATVでは、プラットフォーム事業者が放送事業者となり、個別の専門チャンネル事業者と番組供給契約を結び、自らの判断のみで専門チャンネルのパッケージ化を行うことができるため、多チャンネルパッケージ化における裁量の範囲に大きな差が生じている状況にある。

図表 27 参入に関する制度の比較



出典：公正取引委員会作成資料



## (2) 放送普及基本計画

放送普及基本計画とは、「放送することができる機会をできるだけ多くの者に確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする」（放送法第2条の2）ために定められた放送政策上の基本計画である。対象となる放送は地上波放送と衛星放送に限られており、

- ① 放送を国民に最大限に普及させるための指針
- ② 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標等が定められている。

図表 28 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

	放送対象地域	放送系の数
地上波デジタル放送	関東広域圏（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）	5
	中部広域圏（岐阜、愛知、三重） 関西広域圏（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	4
	圏域	県ごとに1～5
特別衛星放送 <sup>37</sup> （特定標準テレビ <sup>38</sup> ）	全国	7
特別衛星放送 （特定標準テレビ以外）	全国	43～65 程度

出典：「放送普及基本計画」（平成21年2月20日総務省告示第83号）より作成

<sup>37</sup> 次のいずれかに該当する衛星放送であって、電波の偏波が左旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電解ベクトルが時間とともに反時計回りの方向に回転する円偏波をいう。）でないものをいう（放送法施行規則第17条の8）。

- ・ 放送衛星業務用の周波数（国際電気通信連合憲章に規制する無線通信規則付録第30号の規定に基づき日本に割り当てられた11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数をいう。）を使用して行われる衛星放送（すなわち東経110度B Sアナログ・デジタル放送を指す。）。
- ・ 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星放送（前記の衛星放送をする無線局が開設されている人工衛星又は当該人工衛星と同一の軌道若しくは位置にある人工衛星に開設する無線局により行われるものに限る。）（すなわち東経110度C Sデジタル放送を指す。）。

<sup>38</sup> 放送普及基本計画の定めるところにより、他の放送事業者の放送と同一の放送を同時に行う放送をいう、と定義されており、当該7放送系は、地上デジタル放送の衛星利用による難視聴対策のための放送に用いることとされている（平成21年6月10日 総務省報道資料）。

### (3) マスメディア集中排除原則

マスメディア集中排除原則は、少数の者により複数の放送事業者が支配されることを防ぎ、多くの者が表現の自由を享受できるようにするため、複数の放送事業者に対する出資を制限しているものである。具体的には、放送局に係る表現の自由享有基準（総務省令）等において、参入を希望する事業者の行う放送の種類ごとに参入対象となる放送の種類及び所有又は支配可能な事業者数等が定められている。

なお、平成 16 年の放送局に係る表現の自由享有基準の改正により、ローカル局（県域放送を行う地上放送事業者）は、放送対象地域が隣接している場合等において 7 放送対象地域まで合併・完全子会社化が可能となった。また、平成 19 年の放送法改正により他の放送事業者を子会社とする持株会社（認定放送持株会社）を設立することも可能となっている<sup>39</sup>。

図表 29 マスメディア集中排除原則の適用状況

参入先		特別衛星放送（委託）		一般衛星放送 （委託・役務利用）	有線役務利用放送	有線テレビジョン放送
		地上放送（注 2）	BS			
地上放送事業者等（注 1）	×（注 3） ※自由享有基準第 2 条 1 項	× （議決権 1/2 まで） ※放送法規則第 17 条の 8 第 1 項 1 号イ（2）	○ （2 トラポンまで） ※放送法規則第 17 条の 8 第 1 項 1 号ロ	○ （12 トラポンまで） ※放送法規則第 17 条の 8 第 2 項 1 号	（地上放送事業者と） 業務地域が重複する：× 業務地域が重複しない：○ ※役務法規則第 7 条第 2 項	×  （一定の場合は可能：他に 行う者がいない、住民からの要望 等の理由が必要）
	○（注 4） （放送対象地域重複禁止、 放送対象地域：最大 12） ※認定持株会社の子会社 特例第 2 条 2 項 1 号	○ （0.5 トラポンまで） ※放送法規則第 17 条の 8 第 1 項 1 号イ（1）	○ （2 トラポンまで） ※放送法規則第 17 条の 8 第 2 項 5 号	○ （12 トラポンまで） ※放送法規則第 17 条の 8 第 2 項 5 号	（地上放送事業者と） 業務地域が重複する：× 業務地域が重複しない：○ ※役務法規則第 7 条第 2 項	
特別衛星放送	BS × ※自由享有基準第 2 条 2 項	○ （4 トラポンまで） ※放送法規則第 17 条の 8 第 1 項 2 号		○ （24 トラポンまで） ※放送法規則第 17 条の 8 第 2 項 2 号	—	—
	110度 CS 2 トラポン以下：○ 2 トラポン超え：× ※自由享有基準第 2 条 2 項				—	
一般衛星放送事業者等	12 トラポン以下：○ 12 トラポン超え：× ※自由享有基準第 2 条 2 項				—	
有線役務利用放送事業者等	○ ※規定なし				—	
有線テレビ事業者等					—	
放送事業者等以外					—	

放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるように。  
 ①地上放送について、原則として一の者が二以上の地上放送事業者を支配できないこと  
 ②衛星放送について、一の者が一定のトランスポンダの数に係る放送事業者を支配できないこと  
 ③有線放送について、業務区分が重複する地上放送事業者等が有線テレビジョン放送を行う事業者を支配できないこととする原則

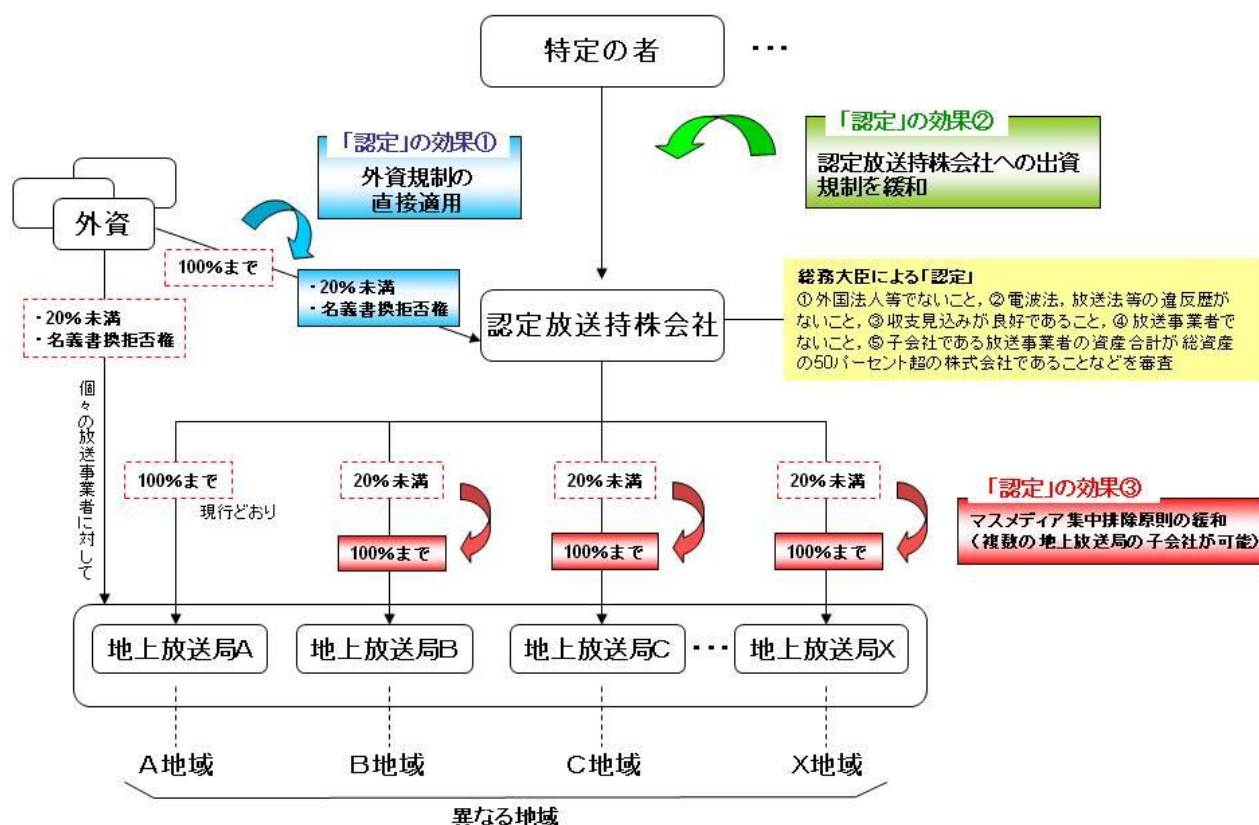
（注 1）放送事業者「等」とは、放送事業者の議決権の 1/10 超を有する者又は放送事業者がその議決権の 1/10 を有する者等をいう。  
 （注 2）二事業者目以降については、放送対象地域が重複する場合 1/10 超、重複しない場合 1/5 以上の議決権を保有することができない。  
 （注 3）同一対象地域におけるテレビジョン放送とラジオ放送（AM、FM）の兼営は可能（自由享有基準第 3 条）。  
 放送地域が隣接している場合及びそれと同程度に地域的関連性が密接な場合、7 放送対象地域まで地域合併・完全子会社化が可能。ただし、関東、中京、近畿広域圏を放送対象地域とする放送局を除く（自由享有基準第 5 条）。  
 （注 4）子会社による同一対象地域におけるテレビジョン放送とラジオ放送（AM、FM）の兼営は可能。

<凡例>  
 ○：支配可能  
 ×：支配不可能

出典：公正取引委員会作成資料

<sup>39</sup> 前掲脚注 7 参照。

図表 30 認定放送持株会社の概要



(注1) 子会社化できる地上放送局の数等は省令で定める  
 (注2) BS局やCS局等を、地上放送局と同時に子会社として参加に置くことは可能

出典：総務省「認定放送持株会社認定申請マニュアル」(第1版)(平成21年4月)より作成

(4) 外資規制

地上波及びBS・CSの委託放送事業者については、電波の有限希少性等の観点から、外資規制が設けられている。一方、電気通信役務利用放送事業者においては、新規参入の促進等の理由により、特段の外資規制は設けられていない。また、有線テレビジョン放送事業者についても、平成5年以降の規制緩和に伴って、外資規制が撤廃<sup>40</sup>されている。

図表 31 放送分野とその他の業種における外資規制の比較

業種	放送事業者 (地上波及びBS・CSの委託放送事業者)	電気通信役務 利用放送事業者 (IPTV、CS等)	有線テレビジョン放送事業者	NTT	航空会社	金融商品取引所 (証券取引所)	JR (本州3社)
外資規制	1/5未満	なし	なし	1/3未満	1/3未満	なし	なし
事業法	電波法、放送法	電気通信役務利用放送法	有線テレビジョン放送法	電気通信事業法	航空法	金融商品取引法	鉄道事業法
資本規制の趣旨	・周波数は有限希少であるため、自国民を優先 ・特定の者により放送持株会社が支配されることを防ぎ、憲法上保障された言論の自由の確保			・公共的役割の重要性に鑑み、会社に対する政府の実効的支配を確保 ・警察通信、防衛通信等の国の基本的機能に関わる通信の確保	・領空主権の観点から、我が国国民が実質的に所有し、実効支配する必要	・特定の者により金融商品取引所が支配されることを防ぎ、取引の公平性・中立性を確保	

出典：内閣官房「空港インフラへの規制のあり方に関する研究会」第1回配布資料をもとに作成

<sup>40</sup> 前掲脚注26参照。

## 2 事業活動に係る規制・制度

多チャンネル放送であるCS放送、IPTV及びCATVは、放送主体やその番組供給方法は各々異なるものの、視聴者に有料多チャンネル放送を供給するという点では類似性の高いサービスであるといえる。また、地上テレビジョン放送の再送信の有無や供給されている専門チャンネルの構成は各々異なっているものの、重複したチャンネルが多いなど類似性がある。つまり、概括的には、上記3つの多チャンネル放送は競合サービスであるとみることができる。

しかしながら、これら競合関係にあるとみられる多チャンネル放送については、例えば、以下のとおり、伝送路によって規制対象や内容等が異なっている点がある。

- ・ それぞれに課されるコンテンツ規律の内容が異なる。例えば、CS110度放送は特別衛星放送として他の多チャンネル放送より厳しい規制（災害放送等のコンテンツ規律）が課されている。
- ・ コンテンツ流通経路上では異なる役割を担う事業者が同じ規制を受けることがある。例えば、CS放送では専門チャンネルの供給事業者が、IPTVではプラットフォーム事業者がそれぞれ役務利用放送事業者となる。
- ・ コンテンツ流通経路上では同様の役割を担う事業者であっても、規制を受ける場合と受けない場合がある。例えば、CS放送では委託を受けて対契約者プラットフォーム業務を行う事業者に対して有料放送管理事業の規制が課されるが、IPTVでは同様の業務を行う事業者は規制の対象外となっている<sup>41</sup>。

## 3 電波利用料制度

電波利用料は、電話利用の拡大に伴う電波監視等の電波行政事務の経費に充てるものとして、その行政事務の受益者である移動体通信事業者、放送事業者、衛星通信事業者、電力事業者、アマチュア無線等の無線局免許人に対し負担を求めることとし、平成5年4月に制度化されたものである。同制度は、電波利用料の料額及びその用途等について、3年ごとに見直すこととなっている。

放送事業との関連では、公益性等への配慮から、電波使用料の減免がなされていたが、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画（改定）（平成18年3月31日閣議決定）における「放送事業者の電波利用料については、その使用帯域幅及び出力に見合った額に改めて見直す」との指摘等を踏まえ、平成20年に見直されたところである。見直し内容は、受益と負担の関係の明確化のため、電波利用共益事務のうち「周波数帯域の使用に係る経済的価値がさらに高まる事務」の範囲を見直し、その経費については通信・放送にかかわらず使用周波数帯域幅に応じて免許人に配分することとした。また、それ以外の事務の経費については、従前とおり、原則無線局数で均等配分することとしている。

なお、地上テレビジョン放送に係る料額については、デジタル化投資の負担に配慮し、使用する周波数帯域幅に応じた水準へは段階的に引き上げることとしている。

<sup>41</sup> 有料放送管理事業の規制が課せられるのは、10以上の有料放送事業者のために有料放送管理事業を行う場合に限られる（電気通信役務利用放送法施行規則第35条の2）。IPTVは、プラットフォーム事業者が電気通信役務利用放送事業者となっているため、規制要件を満たさない。

#### 4 著作権の取扱い

著作権法では、著作権又は著作隣接権を利用しようとする者が権利者から受けるべき権利の許諾の内容を定めている。放送に関する権利の許諾範囲は図表 32 ないし図表 34 のとおりである。

このうち、IPTVについては、電気通信役務利用放送法の定めるところにより、放送法体系においては、地上系放送、BS・CS放送、有線テレビジョン放送と同様、放送の一形態とされているが、著作権法上においては、図表 32 のとおり、自動公衆送信に該当することとなり、同法上における放送及び有線放送とは異なる公衆送信として定義されている。これに伴い、IPTVが自主放送又は同時再送信を行う場合には、通常、放送及び有線放送がこれらを行う場合に比べ、権利者から受けるべき権利の許諾の範囲が広範となり、権利処理が煩雑となっている（自主放送については図表 33、同時再送信については図表 34 のとおり）。

図表 32 著作権法上の「送信」の定義

公衆送信 (法2条1項7号の2)	公衆によって直接受信されることを目的として行う送信	
自動公衆送信 (法2条1項9号の4)	公衆からの求めに応じ自動的に行う送信	IPTV, VOD
放送 (法2条1項8号)	公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信	地上系放送, BS放送, CS放送
有線放送 (法2条1項9号の2)	公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線通信の送信	有線テレビジョン放送

出典：公正取引委員会作成資料

図表 33 自主放送に係る権利の許諾の要否（比較）

<凡例>○：許諾が必要，×：許諾が不要

		放送	有線放送	自動公衆送信	
著作権者		○ (法23条1項)	○ (法23条1項)	○ (法23条1項)	
著作隣接権者	生実演	○ <sup>42</sup> (法92条1項)	○ (法92条1項)	○ (法92条の2 1項)	
	録音	許諾あり	× (法92条2項2号イ)	× (法92条2項2号イ)	○ (法92条の2 1項)
		商業用レコード	× ただし二次使用料 (法95条1項)	× ただし二次使用料 (法95条1項)	
		許諾なし	○ (法92条1項)	○ (法92条1項)	○ (法92条の2 1項)
	録画	許諾あり	× (法92条2項2号イ)	× (法92条2項2号イ)	× (法92条の2 2項1号)
		許諾なし	○ (法92条1項)	○ (法92条1項)	○ (法92条の2 1項)
レコード製作者	商業用レコード	× ただし二次使用料 (法97条1項)	× ただし二次使用料 (法97条1項)	○ (法96条の2)	
	その他のレコード	× (規定なし)	× (規定なし)	○ (法96条の2)	

出典：公正取引委員会作成資料

<sup>42</sup> 自社での再放送，他局での同時・異時放送の場合には再許諾不要（法94条1項）。

図表 34 同時再送信に係る権利の許諾の要否（比較）

<凡例>○：許諾が必要，×：許諾が不要

			有線放送		自動公衆送信		
					地域限定あり	地域限定なし	
著作権者			○ (法 23 条 1 項)	○ (法 23 条 1 項)	○ (法 23 条 1 項)	○ (法 23 条 1 項)	
著作隣接権者	実演家	生実演	× (法 92 条 2 項 1 号)	× (法 102 条 3 項)	○ (法 92 条の 2 1 項)	○ (法 92 条の 2 1 項)	
		録音	許諾あり	× (法 92 条 2 項 2 号イ)	× (法 102 条 3 項)	○ (法 92 条の 2 1 項)	○ (法 92 条の 2 1 項)
			商用レコード	× ただし二次使用料 (法 95 条 1 項)	× ただし二次使用料 (法 95 条 1 項)		
			許諾なし	× (法 92 条 1 項)	× (法 102 条 3 項)	○ (法 92 条の 2 1 項)	
		録画	許諾あり	× (法 92 条 2 項 2 号イ)	× (法 102 条 3 項)	× (法 92 条の 2 2 項 1 号)	○ (法 92 条の 2 1 項)
			許諾なし	× (法 92 条 1 項)	× (法 102 条 3 項)	○ (法 92 条の 2 1 項)	
	レコード製作者	商用レコード	× ただし二次使用料 (法 97 条 1 項)	× ただし二次使用料 (法 97 条 1 項)	○ (法 96 条の 2)	○ (法 96 条の 2)	
		その他のレコード	× (規定なし)	× (規定なし)	○ (法 96 条の 2)	○ (法 96 条の 2)	
	放送事業者			○ <sup>43</sup> (法 99 条 1 項)	○ (法 99 条の 2)	○ (法 99 条の 2)	○ (法 99 条の 2)

出典：公正取引委員会作成資料

<sup>43</sup> 法令の規定により義務的に行うものは許諾不要（法 99 条 2 項）。